

令和 8 年 度

税 務 概 要

福 島 市

目 次

I 市 の 概 況

1	福島市略図	1
2	区域別人口等について	2
3	人口及び世帯数の推移について	3
4	産業分類（大分類）、男女別 15 歳以上就業者数について	3
5	福島市組織図	4
6	税務機構と事務分掌等について	6
7	税務職員について	7

II 市税と財政の状況

1	一般会計歳入歳出決算額の推移について	8
2	市税の税目別決算額の推移について	10
3	令和 8 年度歳入歳出予算（当初）について	13
4	令和 8 年度市税歳入予算（当初）について	15

III 市 民 税

A 個人市民税

1	納税義務者数及び個人市民税額の推移について	16
2	所得割額に係る納税者負担額（一人当たり）の推移について	17
3	個人市民税納税義務者数の推移について	19
4	市民税特別徴収義務者数等の推移について	19
5	市民税及び県民税の所得割税率の推移について	19
6	課税標準額段階別所得金額等について	20

B 法人市民税

1	法人市民税の調定額及び法人件数の推移について	21
2	業種別法人件数等の調（令和 7 年度）について	21
3	月別調定額調（令和 7 年度）について	21

IV 固定資産税・都市計画税

1	固定資産税・都市計画税の納税義務者数の推移について	23
2	土地について	23
3	家屋について	24
4	償却資産について	24
5	国有資産等所在市町村交付金について	24
6	土地に関する概要（令和 8 年度）について	26
7	家屋に関する概要（令和 8 年度）について	28
8	償却資産に関する概要（令和 8 年度）について	30
9	納税者一人当たり負担額等の推移について	31
10	都市計画税に関する概要（令和 8 年度）について	32

V 諸税

- 1 軽自動車税（当初調定）について 34
- 2 市たばこ税について 36
- 3 入湯税について 36

VI 徴収

- 1 令和8年度徴税费予算細目別内訳（当初）について 37
- 2 令和8年度徴税费予算節別内訳（当初）について 37
- 3 市税過誤納還付金（歳出還付分）について 38
- 4 口座振替制度利用状況について 38
- 5 県税徴収事務費委託金について 38
- 6 差押執行状況について 39
- 7 公売執行状況について 39
- 8 不納欠損処分について 40

VII 国民健康保険税（特別会計）

- 1 税率及び賦課割合について 42
- 2 年度別収入状況調（全体分）について 42
- 3 国民健康保険税過誤納還付金（歳出還付分）について 44
- 4 国民健康保険税負担額の推移（全体分）について 44

VIII 固定資産評価審査委員会

- 1 審査申出と決定の状況について 45

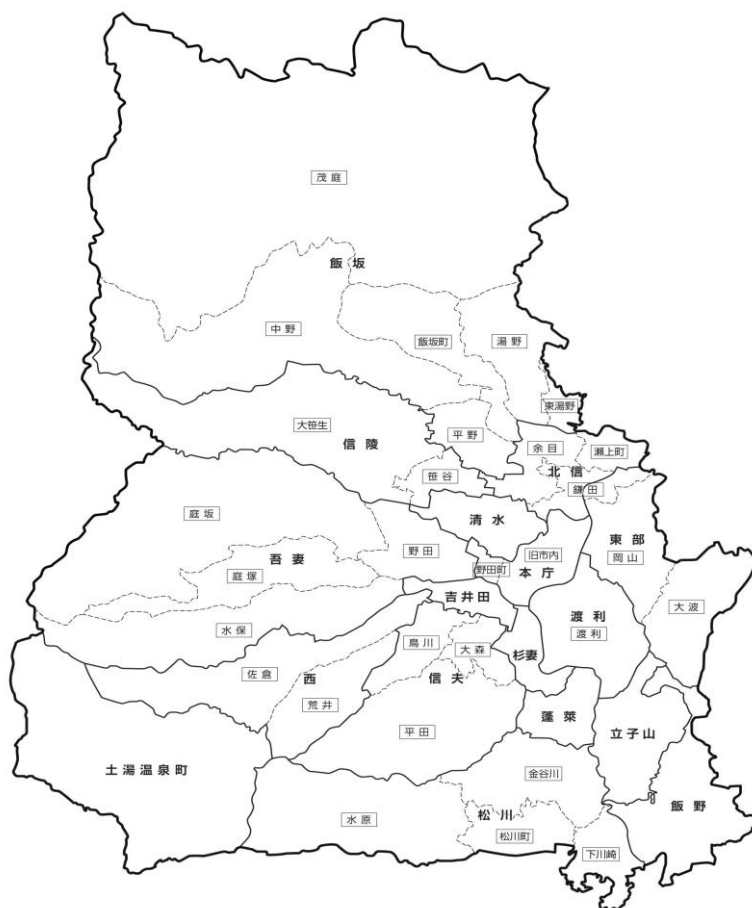
IX その他

- 1 市税関係証明等について 45
- 2 納税者一人当たり平均課税額（当初）について 46
- 3 市税減免状況について 47
- 4 税務事務電算委託利用状況について 48
- 5 地方譲与税・交付金の概要について 50
- 6 令和8年度各税目別納期限について 52
- 7 市税の税率の変せんについて 53

<参考>各種税関係団体 67

I 市の概況

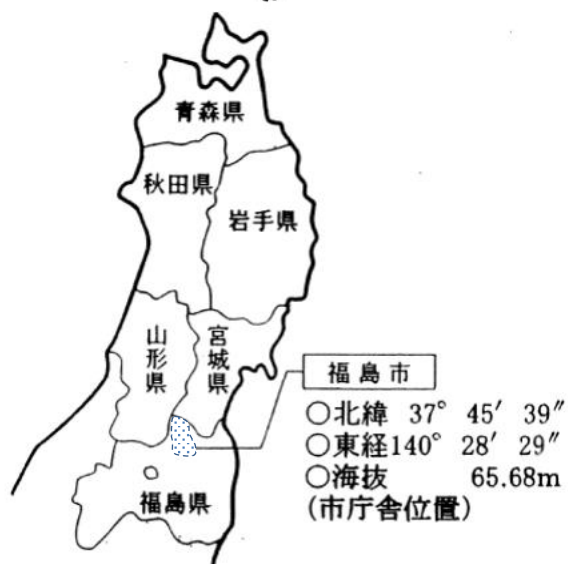
1 福 島 市 略 図



- 市制施行・・・明治40年4月1日
 - 面積・・・767.72 km²
 - 世帯数・・・123,746世帯
 - 人口・・・266,742人
 - 人口密度・・・347.4人／km²
- (令和8年7月1日現在)

福島県面積・・・13,782.81km²
(令和8年4月1日現在)

国土交通省国土地理院「全国都道府県市区町村別面積調」より



2 区域別人口等について

(令和8年7月1日現在)

区 域 名	世 帯 数	人 口	面 積	編 入 年 月 日
本 庁	世帯 20,912	人 38,151	km ² 10.72	明治40年4月1日市制施行 野 田 昭和32年7月1日
渡 利	6,970	14,429	17.50	昭和22年2月11日
杉 妻	6,262	12,333	5.82	昭和22年2月11日
清 水	15,180	34,139	9.17	昭和22年3月10日
東 部	4,200	10,364	29.19	岡山・鎌田の一部 昭和22年3月10日 大 波 昭和30年3月31日 昭和59年10月1日開設 岡山・大波統合
北 信	14,403	31,117	17.28	鎌 田 昭和22年3月10日 瀬 上 昭和22年3月10日 余 目 昭和29年3月31日 平成5年4月1日開設 鎌田・瀬上・余目統合
信 陵	6,123	13,698	48.80	笹 谷 昭和30年3月31日 大笹生 昭和30年3月31日 平成6年7月1日開設 笹谷・大笹生統合
吉 井 田	5,433	12,056	4.52	昭和30年3月31日
西	2,371	6,024	37.06	荒 井 昭和30年3月31日 佐 倉 昭和31年9月30日 昭和59年4月1日開設 佐倉・荒井統合
土湯温泉町	135	302	57.74	昭和30年3月31日
立 子 山	374	922	14.59	昭和30年7月10日
飯 坂	8,106	18,836	270.34	昭和39年 1月1日
松 川	6,746	14,243	63.07	昭和41年 6月1日
信 夫	10,006	23,139	41.21	昭和41年 6月1日
吾 妻	10,096	22,998	111.90	昭和43年10月1日
蓬 萊	4,671	9,479	7.50	昭和50年10月1日開設 新設
飯 野	1,758	4,512	21.31	平成20年7月1日
計	123,746	266,742	767.72	

資料：福島市の推計人口（政策調整部政策調整課データ・統計係）

3 人口及び世帯数の推移について

(毎年7月1日現在)

区分	年	令和4年	令和5年	令和6年	令和7年	令和8年
人 口 (人)		278,533	275,906	272,733	269,468	266,742
世 帯 数 (世帯)		122,990	123,333	123,343	123,356	123,746
面 積 (km ²)		767.72	767.72	767.72	767.72	767.72
1 世 帯 当 た り 人 員		2.3	2.2	2.2	2.2	2.2
人口密度 (単位: 人/平方 km)		363	359	355	351	347
世帯密度 (単位: 世帯/平方 km)		160	161	161	161	161
税 務 関 係 職 員 数		121	118	116	115	115
税務関係職員 1 人当たり人口		2,302	2,338	2,351	2,343	2,319
税務関係職員 1 人当たり世帯数		1,016	1,045	1,063	1,073	1,076

資料: 福島市の推計人口 (政策調整部政策調整課データ・統計係)

4 産業分類 (大分類)、男女別 15 歳以上就業者数について

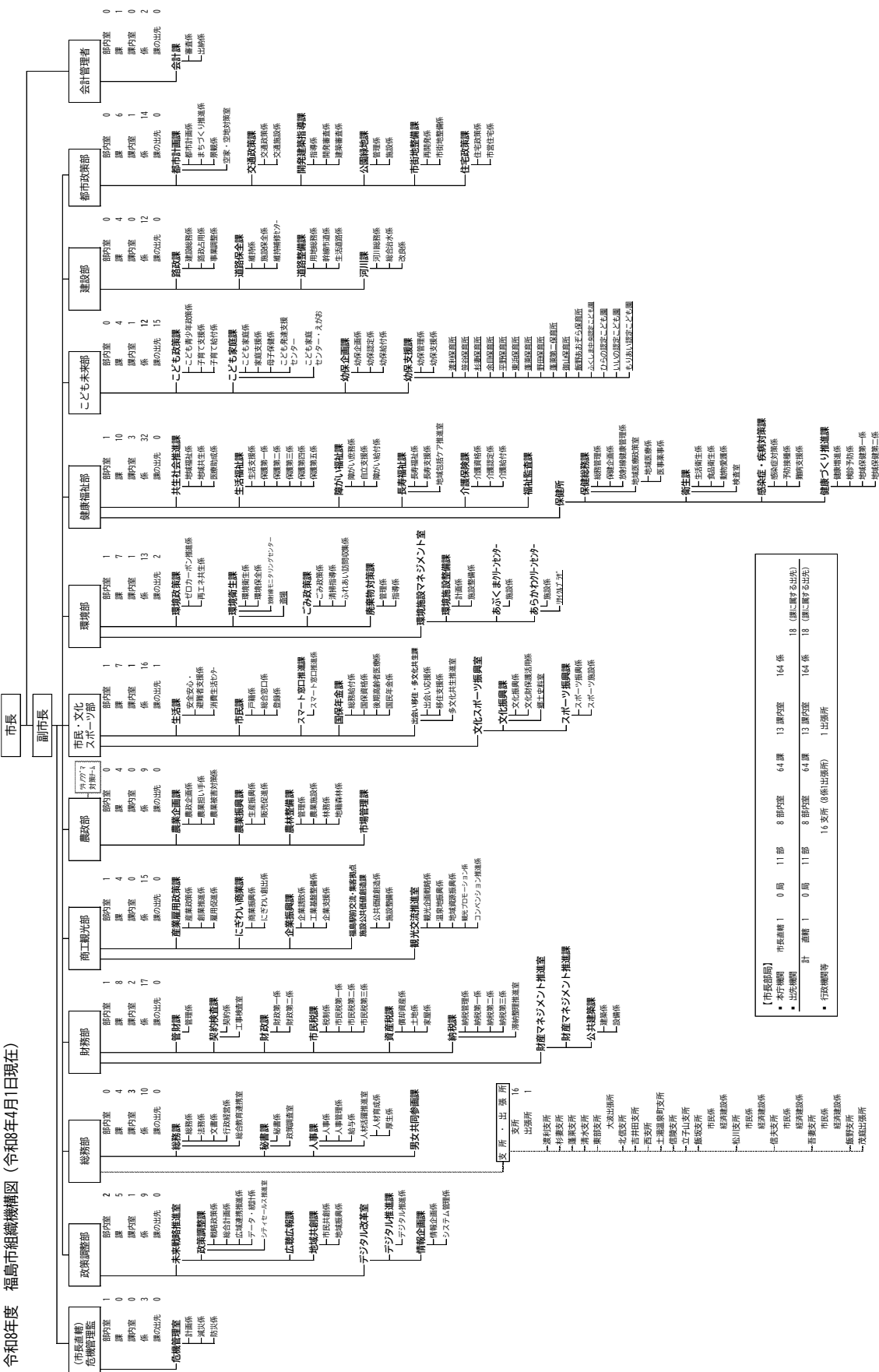
(令和2年10月1日現在)

産 業 (大 分 類)	総 数	男	女	構成比
	人	人	人	%
総 数	130,741	72,018	58,723	100.0
農 業 、 林 業	5,055	3,067	1,988	3.9
う ち 農 業	4,909	2,945	1,964	3.8
漁 業	10	9	1	0.0
鉱 業 、 採 石 業 、 砂 利 採 取 業	16	15	1	0.0
建 設 業	9,879	8,119	1,760	7.6
製 造 業	19,331	12,930	6,401	14.8
電気・ガス・熱供給・水道業	1,027	885	142	0.8
情 報 通 信 業	2,262	1,574	688	1.7
運 輸 業 、 郵 便 業	4,919	4,133	786	3.8
卸 売 業 、 小 売 業	18,748	8,962	9,786	14.3
金 融 業 、 保 険 業	3,477	1,659	1,818	2.7
不 動 産 業 、 物 品 賃 貸 業	2,071	1,156	915	1.6
学術研究、専門・技術サービス業	3,862	2,533	1,329	3.0
宿 泊 業 、 飲 食 サ ー ビ ス 業	6,548	2,434	4,114	5.0
生活関連サービス業、娯楽業	4,389	1,707	2,682	3.4
教 育 、 学 習 支 援 業	7,040	3,076	3,964	5.4
医 療 、 福 祉	19,045	5,151	13,894	14.6
複 合 サ ー ビ ス 事 業	1,050	632	418	0.8
サービス業 (他に分類されないもの)	8,560	5,264	3,296	6.5
公務 (他に分類されるものを除く)	8,652	6,129	2,523	6.6
分 類 不 能 の 産 業	4,800	2,583	2,217	3.7

資料: 令和2年国勢調査

5 福島市組織図

福島市組織機構図（令和8年4月1日現在）



6 税務機構と事務分掌等について

(令和8年7月1日現在)

機 構			職 員 配 置 表										事 務 分 掌			
			部長	次長	課長	補課長	係長	主任	主査	副主査	主事	計				
財 務 部	市 民 税 課	税制係			1	1			4	3	2	11	1 税制の総合企画及び調整に関すること。 2 市税（固定資産税、特別土地保有税及び都市計画税を除く。）の調定に関すること。 3 特別徴収に係る市民税及び県民税の調査及び賦課に関すること。 4 普通徴収に係る市民税及び県民税の調査及び賦課に関すること。 5 法人市民税の調査及び賦課に関すること。 6 市民税及び県民税の減免に関すること。 7 軽自動車税の調査及び賦課に関すること。 8 軽自動車税の減免に関すること。 9 原動機付自転車等の標識に関すること。 10 市たばこ税、鉱産税及び入湯税に関すること。 11 地方消費税交付金等に関すること。 12 市税等の諸証明の交付、閲覧の受付及び手数料の収納に関すること。 13 固定資産評価審査委員会に関すること。 14 税務統計等の作成に関すること。 15 徴税吏員等の証票に関すること。（国保年金課所管に属するものを除く。）			
		第市一民係税					1		2	3	4	10				
		第市二民係税					1		5	2	2	10				
		第市三民係税					1		3	4	1	9				
		計	0	0	1	1	3	0	14	12	9	40				
	資 産 税 課	資償係		1			1	1	2	1	1	7				
		土地係					1		5	2	3	11				
		家屋係				1		1	5	3	7	17				
		計	0	1	0	1	2	2	12	6	11	35				

(令和8年7月1日現在)			職 員 配 置 表										事 務 分 掌	
			部長	次長	課長	補課佐長	係長	主任	主査	副主査	主事	計		
財 務 部	納 税 課	管納 理係税			1	1			4	4	3	13	1 納税意識の普及向上に関する事 2 市税等の過誤納金の還付に関する事 3 市税等の口座振替に関する事 4 市収入金の収納管理に関する事 5 県民税の送納に関する事 6 市税等の収納決算に関する事 7 市税等の滞納整理に関する事 8 市税等の滞納処分に関する事 9 市税等の欠損処分及び滞納処分の執行停止に関する事 10 市税等の交付要求に関する事 11 市税等の公売事務に関する事 12 債権管理の総合調整及び指導に関する事 13 その他徴収事務に関する事	
		第納 一係税					1		3	1	2	7		
		第納 二係税					1		2	2	2	7		
		第納 三係税					1		4		2	7		
		推滞 進納 整室 理				1		1	3		1	6		
		計			1	2	3	1	16	7	10	40		
市 民 ・ 文 化 ス ポー ツ 部	国 保 年 金 課	国 保 資 格 係			1		1		2	3	3	10	1 被保険者の資格に関する事 2 国民健康保険税の賦課に関する事 3 保険税の減額、減免に関する事 4 その他賦課事務に関する事	
合 計			0	1	3	4	9	3	44	28	33	125		

※ 国保年金課は、国民健康保険税の賦課関係のみ記載

7 税務職員について

(令和8年7月1日現在)

課別	区分	平均年齢	勤続年数	税務職経験年数
市 民 税 課 (部長、次長を除く)		35.5歳	13年6月	3年3月
資 産 税 課		36.0歳	14年5月	2年9月
納 税 課		37.4歳	15年5月	3年8月
国 保 年 金 課 (賦課)		33.6歳	11年2月	2年10月

Ⅱ 市税と財政の状況

1 一般会計歳入歳出決算額の推移について

(歳 入)

科目	年度 区分	令和3年度		令和4年度	
		金 額	構成比	金 額	構成比
1 市 税	税	39,434,470	27.4	40,396,317	30.0
2 地 方 譲 与 税	税	1,061,677	0.7	990,875	0.7
3 利 子 割 交 付 金		25,741	0.0	14,425	0.0
4 配 当 割 交 付 金		178,683	0.1	142,169	0.1
5 株 式 等 譲 渡 所 得 割 交 付 金		188,769	0.1	99,682	0.1
6 法 人 事 業 税 交 付 金		662,431	0.5	708,843	0.5
7 地 方 消 費 税 交 付 金		7,337,894	5.1	7,617,019	5.6
8 ゴ ル フ 場 利 用 税 交 付 金		5,915	0.0	5,774	0.0
9 自 動 車 取 得 税 交 付 金		0	0.0	0	0.0
10 環 境 性 能 割 交 付 金		65,122	0.0	64,279	0.0
11 国 有 提 供 施 設 等 所 在 市 町 村 助 成 交 付 金		1,906	0.0	1,932	0.0
12 地 方 特 例 交 付 金		932,293	0.7	294,549	0.3
13 地 方 交 付 税		15,675,086	10.9	15,223,268	11.3
14 交 通 安 全 対 策 特 別 交 付 金		42,439	0.0	38,975	0.0
15 分 担 金 及 び 負 担 金		588,784	0.4	581,189	0.4
16 使 用 料 及 び 手 数 料		1,449,148	1.0	1,457,990	1.1
17 国 庫 支 出 金		31,761,869	22.1	28,847,767	21.4
18 県 支 出 金		13,177,880	9.2	11,315,460	8.4
19 財 産 収 入		1,901,695	1.3	559,901	0.4
20 寄 附 金		1,601,929	1.1	1,552,951	1.2
21 繰 入 金		2,959,634	2.1	2,638,195	2.0
22 繰 越 金		7,605,833	5.3	10,551,291	7.8
23 諸 収 入		3,882,499	2.7	2,822,789	2.1
24 市 債		13,365,120	9.3	8,951,550	6.6
歳 入 合 計		143,906,817	100.0	134,877,190	100.0

(歳 出)

科目	年度 区分	令和3年度		令和4年度	
		金 額	構成比	金 額	構成比
1 議 会 費	費	631,903	0.5	635,066	0.5
2 総 務 費	費	15,983,182	12.0	15,054,332	12.1
3 民 生 費	費	48,294,126	36.2	46,393,911	37.2
4 衛 生 費	費	16,072,239	12.1	14,416,239	11.5
5 労 働 費	費	102,579	0.1	149,209	0.1
6 農 林 水 産 業 費	費	2,191,509	1.6	2,064,546	1.7
7 商 工 費	費	7,267,873	5.4	4,445,630	3.6
8 土 木 費	費	11,418,162	8.5	14,710,071	11.8
9 消 防 費	費	3,618,869	2.7	3,053,922	2.4
10 教 育 費	費	14,002,528	10.5	12,497,676	10.0
11 災 害 復 旧 費	費	5,420,414	4.0	2,169,888	1.7
12 公 債 費	費	8,352,142	6.3	9,244,273	7.4
13 予 備 費	費	0	0.0	0	0.0
歳 出 合 計		133,355,526	100.0	124,834,763	100.0

(単位：千円、%)

令和5年度		令和6年度		令和7年度	
金 額	構成比	金 額	構成比	金 額	構成比
40,644,945	30.5	40,612,773	29.6	42,040,098	31.0
999,233	0.8	1,009,504	0.7	1,021,367	0.8
12,287	0.0	15,445	0.0	76,930	0.1
162,775	0.1	245,048	0.2	244,055	0.2
176,004	0.1	315,888	0.2	376,136	0.3
808,070	0.6	761,086	0.6	762,544	0.5
7,523,103	5.6	7,635,970	5.6	8,246,175	6.1
5,342	0.0	5,153	0.0	4,779	0.0
11,122	0.0	0	0.0	0	0.0
81,803	0.1	86,681	0.1	85,151	0.1
1,945	0.0	1,955	0.0	1,893	0.0
301,659	0.2	1,505,396	1.1	277,283	0.2
14,523,956	10.9	16,367,531	11.9	17,145,971	12.6
33,967	0.0	30,772	0.0	28,760	0.0
560,002	0.4	546,214	0.4	549,729	0.4
1,446,814	1.1	1,425,366	1.0	1,407,039	1.0
27,530,371	20.7	24,075,515	17.6	24,243,072	17.9
10,407,480	7.8	8,820,481	6.4	9,019,561	6.6
544,635	0.4	529,310	0.4	536,501	0.4
1,853,203	1.4	2,559,557	1.9	2,353,203	1.7
4,351,732	3.3	9,587,725	7.0	4,869,683	3.6
10,042,427	7.5	5,442,594	4.0	6,269,024	4.6
2,974,673	2.2	4,075,462	3.0	3,230,834	2.4
8,358,900	6.3	11,327,700	8.3	12,836,000	9.5
133,356,448	100.0	136,983,126	100.0	135,625,788	100.0

(令和8年7月1日現在)

(単位：千円、%)

令和5年度		令和6年度		令和7年度	
金 額	構成比	金 額	構成比	金 額	構成比
631,284	0.5	643,664	0.5	634,261	0.5
17,044,589	13.3	25,952,406	19.9	15,763,587	12.1
47,066,437	36.8	47,704,832	36.5	50,061,298	38.6
15,074,493	11.8	11,386,662	8.7	12,608,818	9.7
99,489	0.1	101,745	0.1	104,003	0.1
2,263,970	1.8	2,366,249	1.8	2,547,359	1.9
3,878,439	3.0	3,597,472	2.7	3,830,378	3.0
14,174,758	11.1	11,802,964	9.0	11,965,192	9.2
3,133,681	2.4	3,512,368	2.7	3,758,399	2.9
13,432,744	10.5	13,220,427	10.1	18,150,896	14.0
1,325,104	1.0	410,656	0.3	208,444	0.2
9,788,867	7.7	10,014,657	7.7	10,130,023	7.8
0	0.0	0	0.0	0	0.0
127,913,855	100.0	130,714,102	100.0	129,762,658	100.0

(令和8年7月1日現在)

2 市税の税目別決算額の推移について

税目	年度	令和3年度			令和4年度		
	区分	調定額	収入済額	収入率	調定額	収入済額	収入率
普 通 税		37,697,687	(9,634) 36,719,964	97.4	38,517,753	(13,177) 37,523,389	97.4
市 民 税		18,499,030	(7,980) 17,990,851	97.3	18,270,903	(9,694) 17,773,458	97.3
個 人		15,660,603	(6,267) 15,207,076	97.1	15,713,780	(6,665) 15,268,434	97.2
均 等 割		512,274	497,439	97.1	507,840	493,447	97.2
所 得 割		15,148,329	14,709,637	97.1	15,205,940	14,774,987	97.2
法 人		2,838,427	(1,713) 2,783,775	98.1	2,557,123	(3,029) 2,505,024	98.0
均 等 割		830,459	814,469	98.1	859,640	842,126	98.0
法 人 税 割		2,007,968	1,969,306	98.1	1,697,483	1,662,898	98.0
固定資産税		16,372,977	(1,478) 15,935,118	97.3	17,251,208	(3,260) 16,786,105	97.3
土 地		5,584,031	5,432,163	97.3	5,710,702	5,554,328	97.3
家 屋		7,371,854	7,171,362	97.3	8,024,975	7,805,230	97.3
償 却 資 産		3,143,675	3,058,176	97.3	3,249,657	3,160,673	97.3
交 付 金		273,417	273,417	100.0	265,874	265,874	100.0
軽自動車税		869,668	(176) 837,983	96.4	929,825	(223) 898,009	96.6
種 別 割		836,654	(176) 804,969	96.2	865,477	(223) 833,661	96.3
環 境 性 能 割		33,014	33,014	100.0	64,348	64,348	100.0
市たばこ税		1,956,012	(0) 1,956,012	100.0	2,065,817	(0) 2,065,817	100.0
特別土地保有税		0	(0) 0	0.0	0	(0) 0	0.0
目 的 税		2,792,805	(250) 2,714,506	97.2	2,955,537	(553) 2,872,928	97.2
入 湯 税		68,043	(0) 62,988	92.6	90,767	(3) 86,218	95.0
都市計画税		2,724,762	(250) 2,651,518	97.3	2,864,770	(550) 2,786,710	97.3
合 計		40,490,492	(9,884) 39,434,470	97.4	41,473,290	(13,730) 40,396,317	97.4

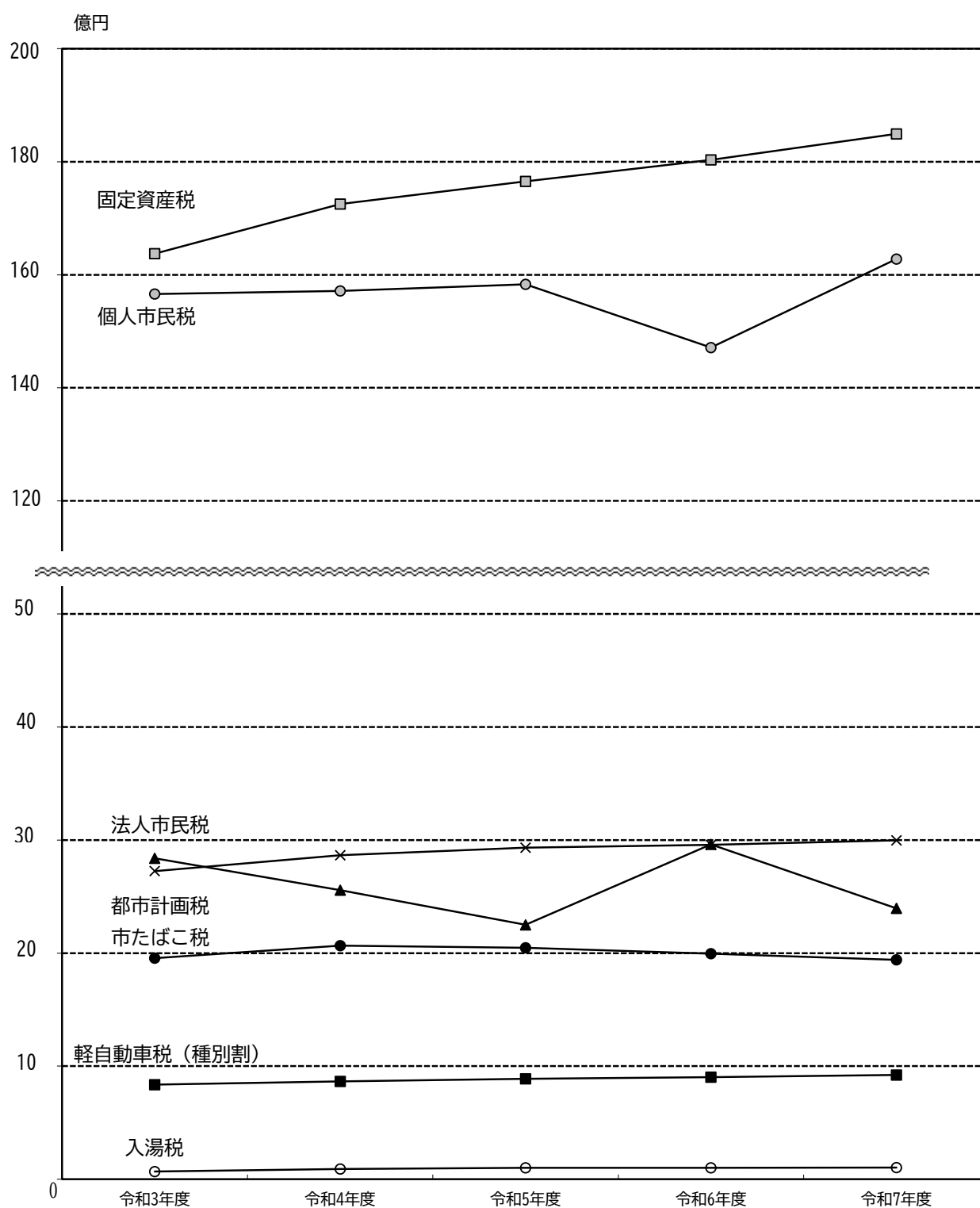
(注) 収入済額上段 () は未還付金の内書

(単位：千円、%)

令和5年度			令和6年度			令和7年度		
調定額	収入済額	収入率	調定額	収入済額	収入率	調定額	収入済額	収入率
38,725,072	(14,050) 37,698,733	97.3	38,667,071	(14,158) 37,644,717	97.4	40,102,304	(15,145) 39,034,468	97.3
18,083,433	(12,190) 17,570,107	97.2	17,674,579	(12,367) 17,179,611	97.2	18,675,281	(12,741) 18,175,760	97.3
15,832,991	(6,218) 15,371,280	97.1	14,713,280	(9,101) 14,266,496	97.0	16,278,524	(7,698) 15,823,852	97.2
508,879	494,040	97.1	438,890	425,563	97.0	439,322	427,051	97.2
15,324,112	14,877,240	97.1	14,274,390	13,840,933	97.0	15,839,202	15,396,801	97.2
2,250,442	(5,972) 2,198,827	97.7	2,961,299	(3,266) 2,913,115	98.4	2,396,757	(5,043) 2,351,908	98.1
834,493	815,353	97.7	846,041	832,275	98.4	858,691	842,622	98.1
1,415,949	1,383,474	97.7	2,115,258	2,080,840	98.4	1,538,066	1,509,286	98.1
17,650,425	(1,711) 17,168,895	97.3	18,034,135	(1,633) 17,537,795	97.2	18,492,980	(2,187) 17,958,252	97.1
5,856,130	5,693,951	97.2	5,987,409	5,820,188	97.2	6,087,558	5,909,019	97.1
8,203,052	7,975,877	97.2	8,081,758	7,856,044	97.2	8,257,923	8,015,731	97.1
3,328,369	3,236,193	97.2	3,702,502	3,599,097	97.2	3,886,939	3,772,942	97.1
262,874	262,874	100.0	262,466	262,466	100.0	260,560	260,560	100.0
944,148	(149) 912,665	96.7	963,823	(158) 932,777	96.8	993,939	(217) 960,353	96.6
887,468	(149) 855,985	96.5	901,761	(158) 870,715	96.6	922,127	(217) 888,541	96.4
56,680	56,680	100.0	62,062	62,062	100.0	71,812	71,812	100.0
2,047,066	(0) 2,047,066	100.0	1,994,534	1,994,534	100.0	1,940,104	1,940,103	100.0
0	(0) 0	0.0	0	(0) 0	0.0	0	(0) 0	0.0
3,032,985	(291) 2,946,212	97.1	3,056,514	(272) 2,968,056	97.1	3,100,381	(361) 3,005,630	96.9
101,181	(2) 95,281	94.2	99,809	(0) 94,457	94.6	102,859	(0) 97,236	94.5
2,931,804	(289) 2,850,931	97.2	2,956,705	(272) 2,873,599	97.2	2,997,522	(361) 2,908,394	97.0
41,758,057	(14,341) 40,644,945	97.3	41,723,585	(14,430) 40,612,773	97.3	43,202,685	(15,506) 42,040,098	97.3

(令和8年7月1日現在)

○税目別調定額（決算）の推移



3 令和8年度歳入歳出予算（当初）について

（歳 入）

（単位：千円）

科 目	令和8年度予算額	令和7年度予算額	比 較
1 市 税	42,400,000	42,400,000	0
2 地 方 譲 与 税	992,039	1,019,906	△ 27,867
3 利 子 割 交 付 金	92,000	14,000	78,000
4 配 当 割 交 付 金	206,000	161,000	45,000
5 株 式 等 譲 渡 所 得 割 交 付 金	285,000	71,000	214,000
6 法 人 事 業 税 交 付 金	774,000	772,000	2,000
7 地 方 消 費 税 交 付 金	8,181,000	7,600,000	581,000
8 ゴ ル フ 場 利 用 税 交 付 金	4,700	5,000	△ 300
9 環 境 性 能 割 交 付 金	9,600	82,000	△ 72,400
10 国有提供施設等所在市町村助成交付金	1,893	1,955	△ 62
11 地 方 特 例 交 付 金	393,975	273,763	120,212
12 地 方 交 付 税	15,100,000	14,800,000	300,000
13 交 通 安 全 対 策 特 別 交 付 金	28,000	30,000	△ 2,000
14 分 担 金 及 び 負 担 金	607,479	582,999	24,480
15 使 用 料 及 び 手 数 料	1,410,200	1,465,036	△ 54,836
16 国 庫 支 出 金	22,939,381	21,544,287	1,395,094
17 県 支 出 金	10,052,369	9,203,634	848,735
18 財 産 収 入	507,635	444,581	63,054
19 寄 附 金	2,257,492	2,659,505	△ 402,013
20 繰 入 金	4,305,212	5,026,721	△ 721,509
21 繰 越 金	1	1	0
22 諸 収 入	2,048,024	3,090,112	△ 1,042,088
23 市 債	11,904,000	14,052,500	△ 2,148,500
歳 入 合 計	124,500,000	125,300,000	△ 800,000

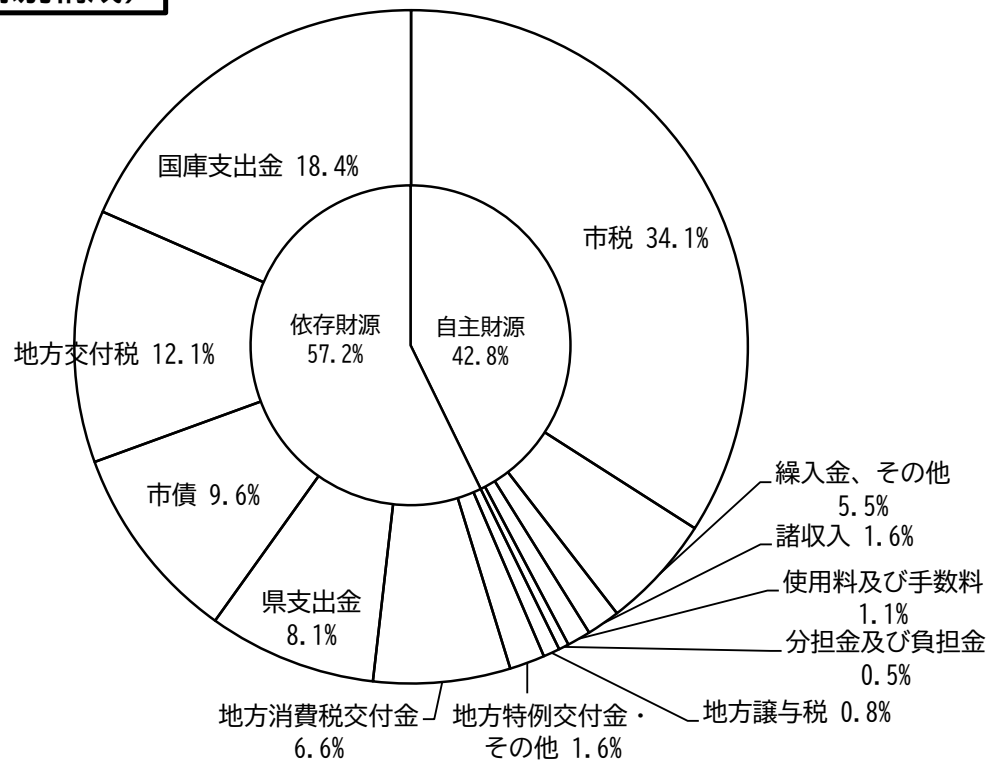
（歳 出）

（単位：千円）

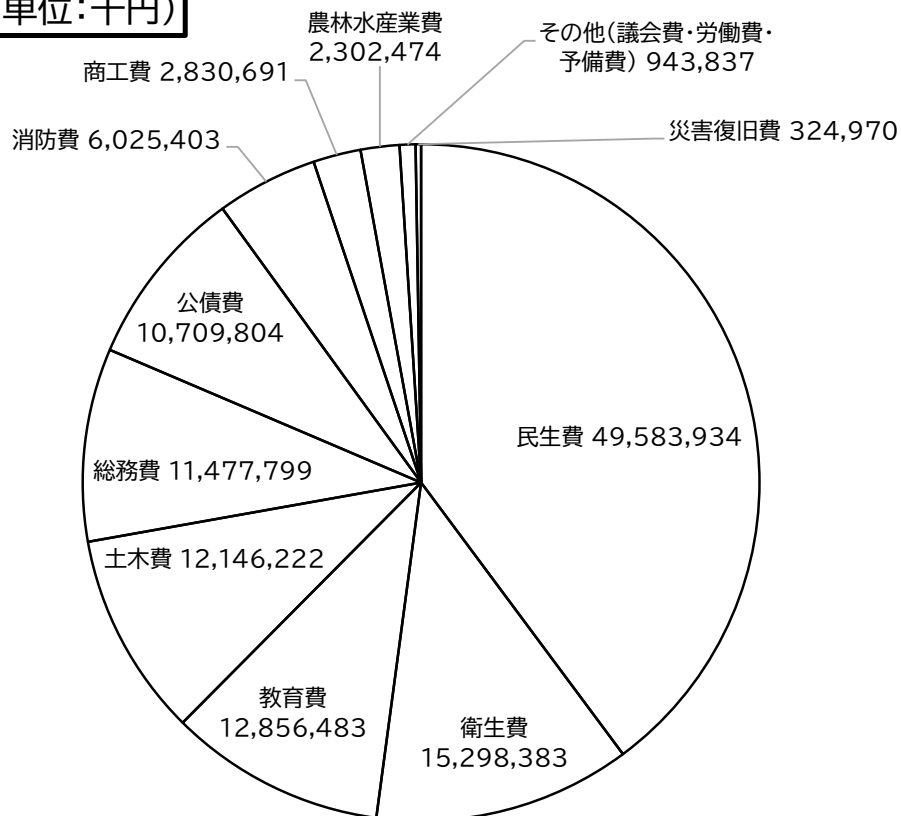
科 目	令和8年度予算額	令和7年度予算額	比 較
1 議 会 費	640,438	646,614	△ 6,176
2 総 務 費	11,477,799	12,211,789	△ 733,990
3 民 生 費	49,583,934	49,659,763	△ 75,829
4 衛 生 費	15,298,383	11,476,925	3,821,458
5 労 働 費	103,399	108,063	△ 4,664
6 農 林 水 産 業 費	2,302,474	2,352,147	△ 49,673
7 商 工 費	2,830,691	3,178,801	△ 348,110
8 土 木 費	12,146,222	12,125,718	20,504
9 消 防 費	6,025,403	3,433,081	2,592,322
10 教 育 費	12,856,483	19,151,647	△ 6,295,164
11 災 害 復 旧 費	324,970	460,000	△ 135,030
12 公 債 費	10,709,804	10,295,452	414,352
13 予 備 費	200,000	200,000	0
歳 出 合 計	124,500,000	125,300,000	△ 800,000

○令和8年度予算（当初）構成

歳入（財源別構成）



歳出予算(単位:千円)



4 令和8年度市税歳入予算（当初）について

（単位：千円、％）

税目	年度	令和8年度		令和7年度		比較	
		予算額(A)	構成比	予算額(B)	構成比	(A)－(B)	(A)／(B)
1 市民税		18,622,200	43.92	18,862,000	44.49	△ 239,800	98.73
	個人	16,444,200	38.78	15,828,000	37.33	616,200	103.89
	現年課税分	16,335,700	38.53	15,714,000	37.06	621,700	103.96
	滞納繰越分	108,500	0.26	114,000	0.27	△ 5,500	95.18
	法人	2,178,000	5.14	3,034,000	7.16	△ 856,000	71.79
	現年課税分	2,173,000	5.13	3,028,000	7.14	△ 855,000	71.76
	滞納繰越分	5,000	0.01	6,000	0.02	△ 1,000	83.33
2 固定資産税		17,949,000	42.33	17,599,000	41.51	350,000	101.99
	純固定資産税	17,697,000	41.74	17,339,000	40.89	358,000	102.06
	現年課税分	17,592,000	41.49	17,230,000	40.64	362,000	102.10
	滞納繰越分	105,000	0.25	109,000	0.25	△ 4,000	96.33
	交付金	252,000	0.59	260,000	0.62	△ 8,000	96.92
3 軽自動車税		922,500	2.18	948,000	2.24	△ 25,500	97.31
	現年課税分	916,500	2.16	-	-	916,500	-
	滞納繰越分	6,000	0.02	-	-	6,000	-
	種別割（廃目）	-	-	886,000	2.09	△ 886,000	-
	現年課税分	-	-	879,000	2.07	△ 879,000	-
	滞納繰越分	-	-	7,000	0.02	△ 7,000	-
	環境性能割（廃目）	-	-	62,000	0.15	△ 62,000	-
4 市たばこ税		1,899,000	4.48	1,984,000	4.68	△ 85,000	95.72
5 入湯税		93,000	0.22	94,000	0.21	△ 1,000	98.94
	現年課税分	92,999	0.22	93,999	0.21	△ 1,000	98.94
	滞納繰越分	1	0.00	1	0.00	0	100.00
6 都市計画税		2,914,300	6.87	2,913,000	6.87	1,300	100.04
	現年課税分	2,896,900	6.83	2,895,000	6.83	1,900	100.07
	滞納繰越分	17,400	0.04	18,000	0.04	△ 600	96.67
合計		42,400,000	100.00	42,400,000	100.00	0	100.00
	現年課税分	42,158,099	99.43	42,145,999	99.40	12,100	100.03
	滞納繰越分	241,901	0.57	254,001	0.60	△ 12,100	95.24

（令和8年7月1日現在）

Ⅲ 市民税

A 個人市民税

1 納税義務者数及び個人市民税額の推移について

年度 区分	令 和 3 年 度				令 和 4 年 度				令 和 5 年 度			
	納 税 義務者	構成 割合	税 額	構成 割合	納 税 義務者	構成 割合	税 額	構成 割合	納 税 義務者	構成 割合	税 額	構成 割合
給 与 所 得 者	人 111,243	% 78.9	千円 12,787,046	% 85.4	人 111,124	% 78.9	千円 12,866,463	% 85.3	人 111,605	% 79.2	千円 12,963,403	% 85.3
営業等所得者	4,248	3.0	564,640	3.8	4,143	2.9	610,839	4.0	3,961	2.8	603,543	4.0
農 業 所 得 者	905	0.6	111,865	0.7	793	0.6	105,028	0.7	765	0.5	94,337	0.6
そ の 他 の 所 得 者	24,633	17.5	1,509,285	10.1	24,674	17.5	1,510,062	10.0	24,586	17.4	1,541,641	10.1
家屋敷のみ	40	0.0	140	0.0	42	0.0	147	0.0	34	0.0	119	0.0
計	141,069	100.0	14,972,976	100.0	140,776	100.0	15,092,539	100.0	140,951	100.0	15,203,043	100.0
対前年比%	100.1		99.4		99.8		100.8		99.8		100.8	

年度 区分	令 和 6 年 度				令 和 7 年 度				令 和 8 年 度			
	納 税 義務者	構成 割合	税 額	構成 割合	納 税 義務者	構成 割合	税 額	構成 割合	納 税 義務者	構成 割合	税 額	構成 割合
給 与 所 得 者	人 111,510	% 78.8	千円 12,041,129	% 85.4	人 111,410	% 78.1	千円 13,378,870	% 85.0	人 108,334	% 77.0	千円 13,824,339	% 85.2
営業等所得者	3,875	2.7	577,811	4.1	3,833	2.7	559,098	3.6	3,868	2.8	562,513	3.5
農 業 所 得 者	798	0.6	115,611	0.8	847	0.6	142,849	0.9	872	0.6	137,599	0.8
そ の 他 の 所 得 者	25,359	17.9	1,359,283	9.6	26,471	18.6	1,658,788	10.5	27,448	19.5	1,693,903	10.4
家屋敷のみ	0	0.0	0	0.0	119	0.1	357	0.0	117	0.1	351	0.0
計	141,542	100.0	14,093,834	100.0	142,680	100.0	15,739,962	100.0	140,639	100.0	16,218,705	100.0
対前年比%	100.1		100.7		100.8		111.7		98.6		103.0	

市町村税課税状況等の調（第2表）より

（令和8年7月1日現在）

2 所得割額に係る納税者負担額（一人当たり）の推移について

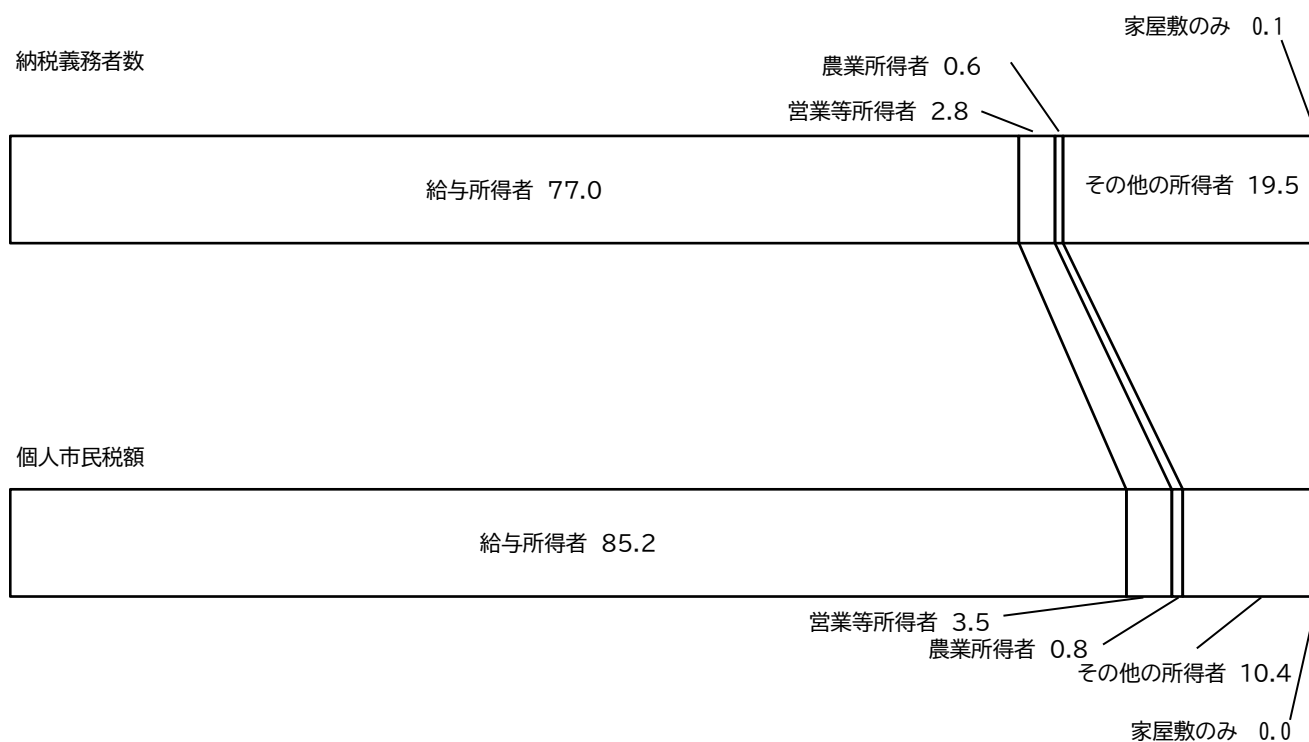
年度 区分	令和3年度			令和4年度			令和5年度		
	納税義務者	所得割額	納税者1人 当たり税額	納税義務者	所得割額	納税者1人 当たり税額	納税義務者	所得割額	納税者1人 当たり税額
	人	千円	円	人	千円	円	人	千円	円
給与所得者	106,936	12,397,696	115,936	106,790	12,477,529	116,842	107,458	12,572,786	117,002
営業等所得者	3,668	549,772	149,883	3,530	596,339	168,935	3,350	589,679	176,024
農業所得者	798	108,697	136,212	665	102,252	153,762	642	91,659	142,771
その他の 所得者	20,351	1,423,069	69,926	20,394	1,423,703	69,810	20,258	1,455,590	71,853
計	131,753	14,479,234	109,897	131,379	14,599,823	111,128	131,708	14,709,714	111,684
対前年比%	100.1	99.4	99.3	100.0	97.7	97.7	99.7	100.8	101.1

年度 区分	令和6年度			令和7年度			令和8年度		
	納税義務者	所得割額	納税者1人 当たり税額	納税義務者	所得割額	納税者1人 当たり税額	納税義務者	所得割額	納税者1人 当たり税額
	人	千円	円	人	千円	円	人	千円	円
給与所得者	102,420	11,706,599	114,300	107,357	13,044,640	121,507	104,932	13,499,337	128,648
営業等所得者	3,023	566,186	187,293	3,316	547,599	165,138	3,363	550,909	163,815
農業所得者	643	113,217	176,076	763	140,308	183,890	757	134,983	178,313
その他の 所得者	17,788	1,283,206	72,139	21,875	1,579,375	72,200	22,792	1,611,559	70,707
計	123,874	13,669,208	110,348	133,311	15,311,922	114,859	131,844	15,796,788	119,814
対前年比%	100.3	100.8	100.5	94.1	92.9	98.8	98.9	103.2	104.3

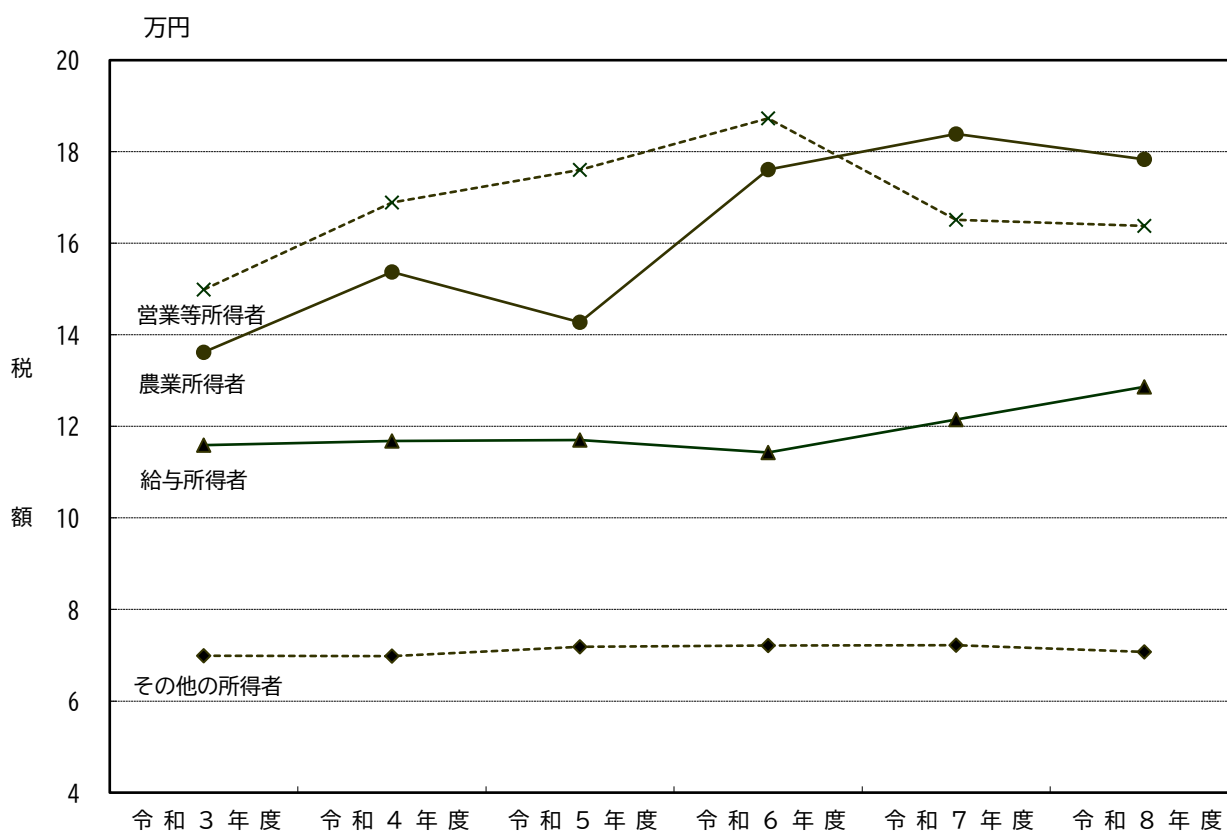
市町村税課税状況等の調（第2表）より

（令和8年7月1日現在）

○納税義務者数及び個人市民税額の所得区分構成(令和8年度)



○所得区分別納税者一人当たりの負担額(所得割額)の推移



3 個人市民税納税義務者数の推移について

(単位：人)

区分 \ 年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
実 人 員	140,776	140,951	141,542	142,680	140,639
均 等 割	140,776	140,951	141,542	142,680	140,639
所 得 割	131,379	131,708	123,874	133,311	131,844

市町村税課税状況等の調（第2表）より

(令和8年7月1日現在)

4 市民税特別徴収義務者数等の推移について

(単位：人)

区分 \ 年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
特 別 徴 収 義 務 者 数	10,273	10,296	10,374	10,423	10,417
納 税 義 務 者 数	122,227	122,712	123,803	125,449	125,146
(内訳) 給与特別徴収	98,121	98,376	98,374	98,471	96,768
年金特別徴収	24,106	24,336	25,429	26,978	28,378

市町村税課税状況等の調（第3表）より

(令和8年7月1日現在)

※平成28年度より特別徴収事業者一斉指定開始

5 市民税及び県民税の所得割税率の推移について

(単位：%)

区分 \ 年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
市 民 税	6.0	6.0	6.0	6.0	6.0
県 民 税	4.0	4.0	4.0	4.0	4.0

6 課税標準額段階別所得金額等について

課税標準額の段階	令和5年度			課税標準額の段階	令和6年度		
	納税者数	所得金額	課税標準額		納税者数	所得金額	課税標準額
	人	千円	千円		人	千円	千円
10万円以下	4,974	3,587,602	2,187,872	10万円以下	246	78,825	1,918,021
10万円超	45,298	65,984,937	26,775,923	10万円超	41,290	60,268,998	25,712,803
100万円〃	38,824	99,565,407	57,254,713	100万円〃	38,867	99,952,939	57,483,807
200万円〃	19,925	76,681,816	49,033,616	200万円〃	20,265	78,139,797	50,191,192
300万円〃	10,957	57,008,211	38,423,635	300万円〃	11,108	57,845,074	39,251,563
400万円〃	6,518	42,417,970	30,176,000	400万円〃	6,700	43,692,332	30,871,971
550万円〃	1,783	14,645,781	11,339,595	550万円〃	1,867	15,298,698	11,677,126
700万円〃	1,446	14,925,322	12,951,432	700万円〃	1,492	15,384,416	12,534,572
1,000万円〃	1,983	42,326,420	39,393,358	1,000万円〃	2,039	42,932,549	39,307,040
合 計	131,708	417,143,466	267,536,144	合 計	123,874	413,593,628	268,948,095

課税標準額の段階	令和7年度			課税標準額の段階	令和8年度		
	納税者数	所得金額	課税標準額		納税者数	所得金額	課税標準額
	人	千円	千円		人	千円	千円
10万円以下	4,804	3,415,243	2,240,668	10万円以下	4,056	3,010,891	1,713,341
10万円超	43,696	63,909,230	26,228,291	10万円超	40,906	60,717,241	24,251,663
100万円〃	39,050	100,269,857	57,864,008	100万円〃	38,747	99,424,846	57,394,043
200万円〃	21,464	82,575,744	53,577,980	200万円〃	22,191	85,094,848	55,167,106
300万円〃	11,308	58,675,806	39,428,776	300万円〃	11,809	60,874,809	41,615,827
400万円〃	7,355	47,960,378	34,008,629	400万円〃	8,060	52,742,602	37,490,113
550万円〃	2,011	16,556,533	13,467,072	550万円〃	2,197	18,116,738	13,850,400
700万円〃	1,544	16,053,596	13,119,125	700万円〃	1,693	17,620,426	14,314,499
1,000万円〃	2,079	43,559,297	40,227,647	1,000万円〃	2,185	46,074,581	43,236,718
合 計	133,311	432,975,684	280,162,196	合 計	131,844	443,676,982	289,033,710

市町村税課税状況等の調（第12表）より

（令和8年7月1日現在）

B 法人市民税

1 法人市民税の調定額及び法人件数の推移について

(単位：千円)

年度	調 定 額				法人件数(件)	対前年比(%)
	現 年 度	過 年 度	計	対前年比(%)		
令和3年度	2,742,507	34,950	2,777,457	71.1	7,346	99.3
令和4年度	2,464,371	42,918	2,507,289	90.3	7,357	100.1
令和5年度	2,161,644	38,620	2,199,447	116.4	7,411	100.7
令和6年度	2,868,307	51,140	2,919,447	100.0	7,643	103.1
令和7年度	2,322,461	34,615	2,357,076	80.7	7,658	100.2

2 業種別法人件数等の調（令和7年度）について

業 種					業 種					
業 種	法人数 (件)	税割納付 法人数 (件)	法人税割 調 定 額 (円)	構成比 (%)	業 種	法人数 (件)	税割納付 法人数 (件)	法人税割 調 定 額 (円)	構成比 (%)	
農 業	64	25	5,153,400	0.3	製 電 気 機 械 造 輸 送 用 機 械 業 そ の 他 小 計	94	44	57,208,900	3.8	
林 漁 業	12	X	X	X		21	X	X	X	
鉱 業	4	X	X	X		76	29	29,167,100	1.9	
建 設 業	1,183	511	238,554,700	15.8		648	252	331,434,300	24.5	
製 造 業	食品たばこ	99	38	39,981,800	2.6	卸 売 業	448	220	93,952,700	6.2
	繊維衣類	36	12	3,510,800	0.2	小 売 業	1,265	519	189,513,400	12.5
	木材パルプ	45	19	15,406,900	1.0	金融保険業	154	89	259,654,500	17.2
	家 具	12	X	X	X	証券投資業	13	X	X	X
	出版印刷	61	18	4,945,200	0.3	不 動 産 業	565	237	50,069,300	3.3
	化学石油	33	24	24,027,400	1.6	運輸通信業	356	159	41,550,400	2.7
	ゴ ム	4	X	X	X	電気ガス供給業	57	27	31,187,300	2.1
	皮 革	1	X	X	X	一般サービス業	1,741	671	145,609,800	9.6
	窯業土石	27	12	110,309,300	7.3	特別サービス業	1,148	398	72,881,800	4.8
	鉄 鋼	16	X	X	X	合 計	7,658	3,141	1,512,602,200	100.0
金 属	65	27	8,973,400	0.6						
一般機械	58	29	37,903,500	2.5						

※税割納付法人数が1桁台の業種については、法人が特定されるため、調定額等を「x」で記載。

(令和8年7月1日現在)

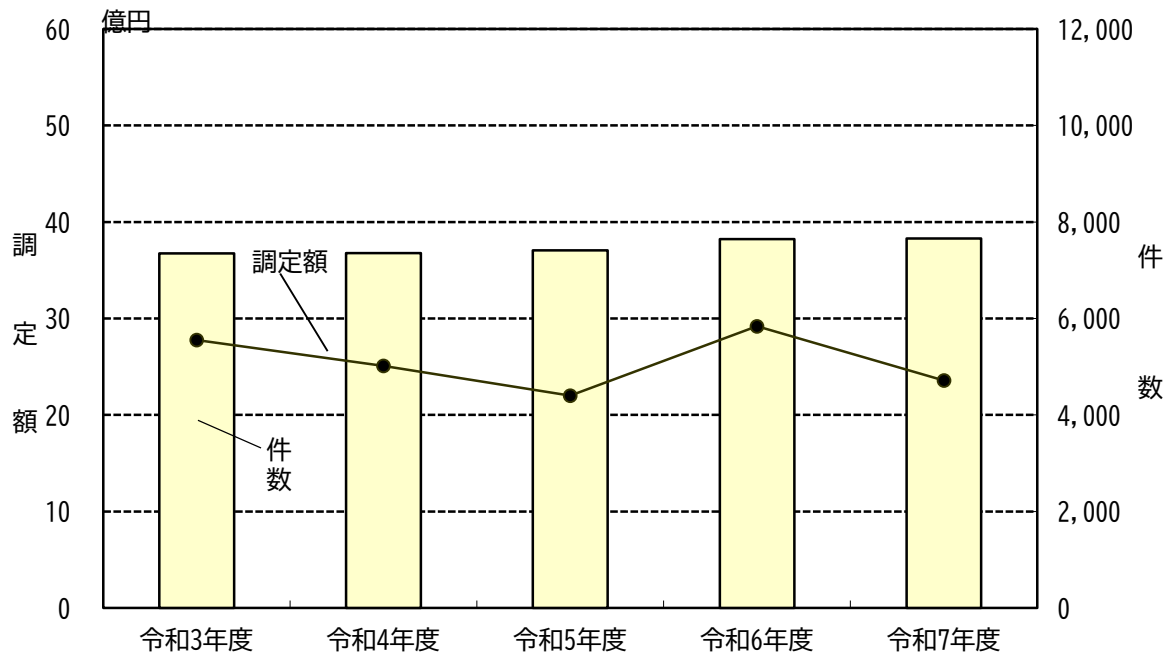
3 月別調定額調（令和7年度）について

(単位：千円、%)

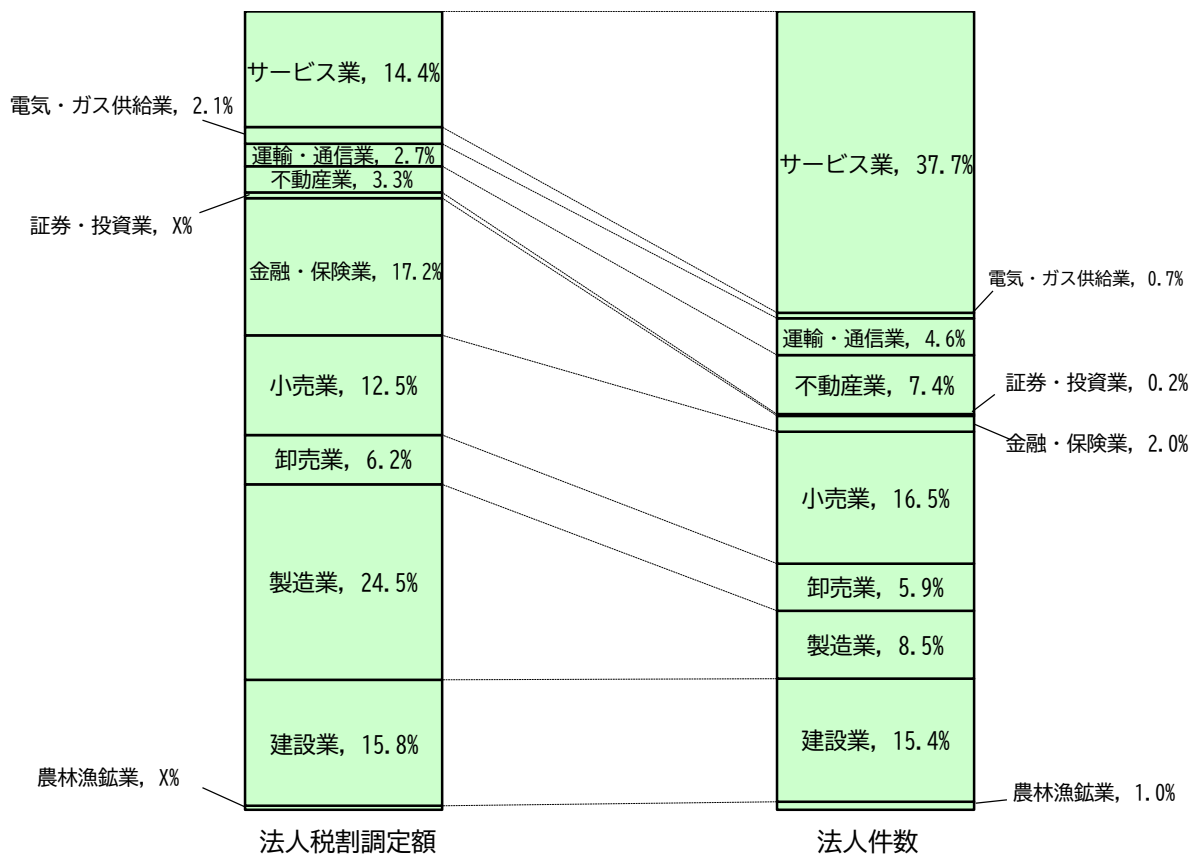
調定月	調定額	構成比	累計額	累 計 構成比	調定月	調定額	構成比	累計額	累 計 構成比
4月	76,319	3.2	76,319	3.2	10月	84,078	3.6	1,437,776	61.0
5月	390,264	16.6	466,583	19.8	11月	596,005	25.3	2,033,781	86.3
6月	575,564	24.4	1,042,147	44.2	12月	81,187	3.4	2,114,968	89.7
7月	109,403	4.6	1,151,550	48.8	1月	54,942	2.3	2,169,910	92.0
8月	136,846	5.8	1,288,396	54.6	2月	102,298	4.4	2,272,208	96.4
9月	65,302	2.8	1,353,698	57.4	3月	84,868	3.6	2,357,076	100.0

(令和8年7月1日現在)

○法人市民税の調定額及び法人件数の推移



○業種別法人件数及び法人税割調定額構成（令和7年度）



IV 固定資産税・都市計画税

1 固定資産税・都市計画税の納税義務者数の推移について

(単位：人)

年度 区分		令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
固定資産税	実 人 員	103,960	104,196	104,269	103,857	103,788
	土 地	81,566	81,931	82,222	82,157	82,654
	家 屋	85,457	85,813	86,048	86,158	86,519
	償 却 資 産	4,066	4,088	4,112	4,145	4,207
都市計画税(実人員)		74,779	74,983	75,089	74,964	75,034

(令和8年4月1日現在)

2 土 地 に つ い て

年度 区分		令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
田	筆 数 (筆)	40,254	40,100	39,812	39,493	39,537
	地 積 (㎡)	35,018,408	34,917,836	34,694,854	34,498,049	34,545,019
	平均価格(円)	381	378	393	371	346
	総価格(千円)	13,327,186	13,198,694	13,650,705	12,785,587	11,942,950
	前年比(%)	95.4	99.0	103.4	93.7	93.4
畑	筆 数 (筆)	89,185	88,697	88,351	87,668	87,831
	地 積 (㎡)	70,602,913	68,757,580	68,375,949	67,871,132	67,957,871
	平均価格(円)	377	380	375	365	353
	総価格(千円)	26,630,507	26,121,569	25,623,755	24,751,770	23,982,070
	前年比(%)	97.7	98.1	98.1	96.6	96.9
宅 地	筆 数 (筆)	239,301	240,151	240,757	241,004	242,628
	地 積 (㎡)	44,805,735	44,908,375	45,046,651	45,072,920	45,313,680
	平均価格(円)	23,709	23,691	24,217	24,243	24,213
	総価格(千円)	1,062,308,804	1,063,915,008	1,090,887,325	1,092,722,419	1,097,195,376
	前年比(%)	99.8	100.2	102.5	100.2	100.4
山 林	筆 数 (筆)	44,099	44,304	44,592	44,362	44,746
	地 積 (㎡)	113,322,666	113,416,742	114,365,966	112,909,161	115,567,536
	平均価格(円)	14	14	13	14	13
	総価格(千円)	1,533,656	1,533,594	1,543,721	1,529,212	1,557,995
	前年比(%)	100.2	100.0	100.7	99.1	101.9
そ の 他	筆 数 (筆)	38,640	39,014	38,949	39,105	39,432
	地 積 (㎡)	35,171,365	36,541,815	35,780,010	36,739,152	34,817,192
	総価格(千円)	77,514,605	79,449,034	82,479,272	85,433,121	87,236,204
	前年比(%)	95.3	102.5	103.8	103.6	102.1
計	筆 数 (筆)	451,479	452,266	452,461	451,632	454,174
	地 積 (㎡)	298,921,087	298,542,348	298,263,430	297,090,414	298,201,298
	総価格(千円)	1,181,314,758	1,184,217,899	1,214,184,778	1,217,222,109	1,221,914,595
	前年比(%)	99.4	100.2	102.5	100.3	100.4

(注) 宅地の筆数は用途区分により重複分あり。
固定資産概要調書より

(令和8年4月1日現在)

3 家 屋 に つ い て

年度 区分		令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
木 造	棟 数 (棟)	123,437	123,301	122,172	121,721	120,527
	床 面 積 (m ²)	11,899,207	11,880,928	11,929,045	11,943,303	11,932,058
	平均価格 (円)					
	総価格 (千円)	225,447,586	232,921,269	235,114,455	242,097,951	248,792,913
	前 年 比 (%)	103.4	103.3	100.9	103.0	102.8
木 造 以 外	棟 数 (棟)	35,343	35,403	35,466	35,385	36,586
	床 面 積 (m ²)	7,964,633	7,906,116	7,938,204	7,923,641	8,037,443
	平均価格 (円)					
	総価格 (千円)	361,161,623	362,992,848	355,125,434	356,354,930	364,272,861
	前 年 比 (%)	101.3	100.5	97.8	100.3	102.2
計	棟 数 (棟)	158,780	158,704	157,638	157,106	157,113
	床 面 積 (m ²)	19,863,840	19,787,044	19,867,249	19,866,944	19,969,501
	総価格 (千円)	586,609,209	595,914,117	590,239,889	598,452,881	613,065,774
	前 年 比 (%)	102.1	101.6	99.0	101.4	102.4

固定資産概要調書より

(令和8年4月1日現在)

4 償 却 資 産 に つ い て

(単位：千円)

年度 区分		令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
市 長 が 価 格 等 を 決 定 し た も の	構 築 物	52,542,926	52,531,041	51,881,729	52,317,187	59,976,092
	機 械 及 び 装 置	86,489,050	86,861,279	104,158,466	109,098,642	121,252,669
	船 舶	3,250	9,122	7,170	5,504	6,806
	航 空 機	18,676	43,222	24,325	57,765	39,750
	車 両 及 び 運 搬 具	1,382,699	1,280,941	1,081,047	998,919	1,018,101
	工 具 ・ 器 具 及 び 備 品	32,484,087	34,682,921	34,697,704	38,142,173	38,882,781
	小 計	172,920,688	175,408,526	191,850,441	200,620,190	221,176,199
	前 年 比 (%)	105.8	101.4	109.4	104.6	110.2
法 第 三 八 九 条 関 係	総 務 大 臣 配 分	76,691,689	76,231,621	77,200,721	84,692,537	89,164,233
	県 知 事 配 分	2,430,126	2,062,461	1,800,715	1,591,552	1,388,883
	小 計	79,121,815	78,294,082	79,001,436	86,284,089	90,553,116
	前 年 比 (%)	99.5	99.0	100.9	109.2	104.9
合 計		252,042,503	253,702,608	270,851,877	286,904,279	311,729,315
前 年 比 (%)		103.8	100.7	106.8	105.9	108.7

固定資産概要調書より

(令和8年4月1日現在)

5 国 有 資 産 等 所 在 市 町 村 交 付 金 に つ い て

(単位：千円)

年度 区分		令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
交 付 金		265,875	262,876	262,467	260,561	252,653
前 年 比 (%)		97.2	98.9	99.8	99.3	97.0

固定資産概要調書より

(令和8年4月1日現在)

○ 固定資産の年度別推移状況調

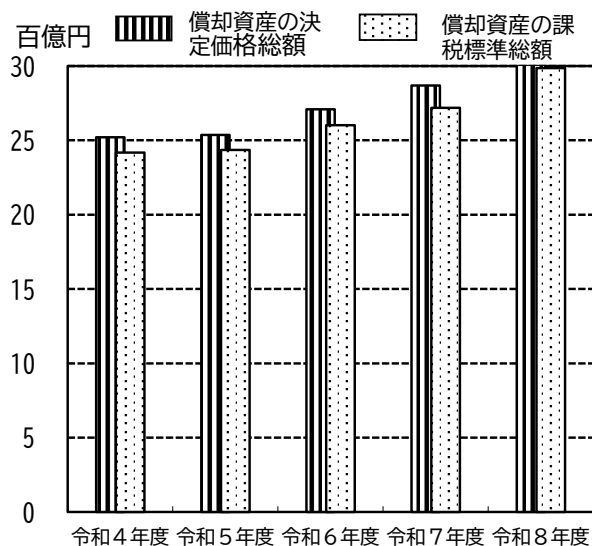
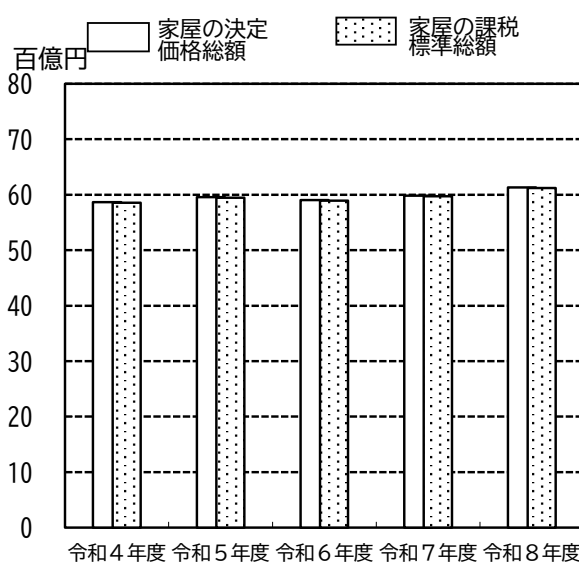
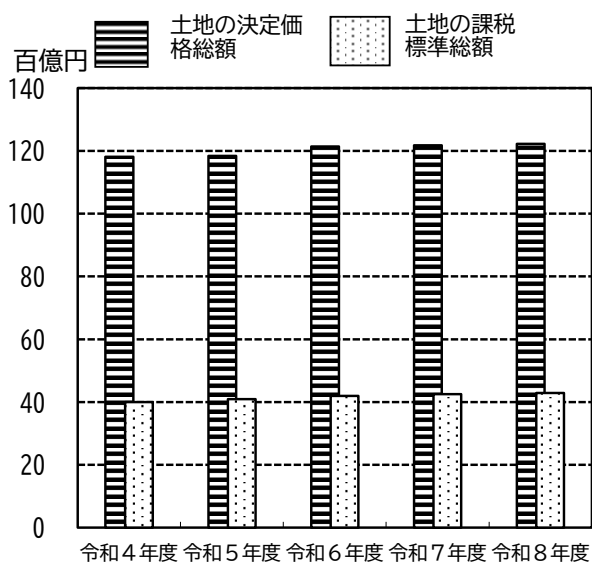
(単位：千円)

年度		令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
区分	決定価格総額	1,181,314,758	1,184,217,899	1,214,184,778	1,217,222,109	1,221,914,595
	課税標準総額	399,501,524	409,103,663	419,242,242	425,075,898	428,817,960
土地	決定価格総額	586,609,209	595,914,117	590,239,889	598,452,881	613,065,774
	課税標準総額	585,557,878	594,862,640	589,058,198	597,322,628	612,029,559
家屋	決定価格総額	252,042,503	253,702,608	270,851,877	286,904,279	311,729,315
	課税標準総額	241,747,749	243,626,618	260,214,146	271,806,105	298,595,390
償却資産	決定価格総額					
	課税標準総額					

固定資産概要調書より

(令和8年4月1日現在)

○ 固定資産の決定価格総額と課税標準総額の年度別推移状況



注) 平成30年度：家屋における原子力災害の影響による補正の適用解除

6 土地に関する概要（令和8年度）について

（単位：人）

個人・法人の別	区分	総 数	法定免税点未満のもの	法定免税点以上のもの
個	人	88,779	9,283	79,496
法	人	3,563	405	3,158
計		92,342	9,688	82,654

（令和8年4月1日現在）

地目		地 積				決 定	
		非課税地積	評価総地積	法定免税点 未満のもの	法定免税点 以上のもの (□) - (ハ) (㎡) (二)	総 額	法定免税点 未満のもの
		(㎡) (イ)	(㎡) (ロ)	(㎡) (ハ)		(千円) (ホ)	(千円) (ヘ)
田	一 般 田	2,212,118	33,996,352	972,076	33,024,276	3,019,220	80,539
	勧 告 遊 休 田	0	0	0	0	0	0
	介在田・市街化区域田	537,630	548,667	1,099	547,568	8,923,730	4,459
畑	一 般 畑	2,556,346	66,294,803	3,943,873	62,350,930	2,461,160	132,585
	介在畑・市街化区域畑	1,085,420	1,663,068	5,746	1,657,322	21,520,910	19,072
宅 地	小 規 模 住 宅 用 地		19,886,158	174,544	19,711,614	562,361,455	1,308,626
	一 般 住 宅 用 地		13,425,206	35,915	13,389,291	232,739,371	188,069
	商業地等（非住宅用地）		12,002,316	3,220	11,999,096	302,094,550	19,674
	計	4,110,026	45,313,680	213,679	45,100,001	1,097,195,376	1,516,369
塩 田		0	0	0	0	0	0
鉱 泉 地		280	744	78	666	60,506	181
池 沼		973,939	158,489	20,048	138,441	18,249	347
山 林	一 般 山 林	24,606,194	115,563,574	10,038,038	105,525,536	1,550,862	128,487
	介 在 山 林	171,956	3,962	0	3,962	7,133	0
牧 場		638,547	37,802	0	37,802	1,361	0
原 野		15,658,121	18,762,553	1,449,302	17,313,251	167,816	13,786
雑 種 地	ゴルフ場の用地	0	568,005	0	568,005	774,538	0
	遊園地等の用地	0	0	0	0	0	0
	鉄 軌 道 用 地	46,835	1,991,331	5	1,991,326	10,318,722	85
	そ の 他 の 雑 種 地	7,649,974	13,298,268	162,950	13,135,318	75,895,012	113,129
	計	7,696,809	15,857,604	162,955	15,694,649	86,988,272	113,214
そ の 他		409,271,316					
合 計		469,518,702	298,201,298	16,806,894	281,394,404	1,221,914,595	2,009,039

固定資産概要調書より

価 格		筆 数				単 位 当 た り の 価 格	
法定免税点 以上のもの (ホ) - (ハ) (千円) (ト)	(ト) に係 課税標準額 (千円) (チ)	非課税地 筆 数 (筆) (リ)	評価総筆数 (筆) (ヌ)	法定免税点 未満のもの (筆) (ル)	法定免税点 以上のもの (ヌ) - (ル) (筆) (ヲ)	平均価格 (ホ) (口) (円/㎡) (ワ)	最高価格 (円/㎡) (カ)
2,938,681	3,009,777	7,700	38,430	1,707	36,723	89	130
0	0	0	0	0	0	0	0
8,919,271	3,039,377	3,994	1,107	16	1,091	16,264	42,554
2,328,575	2,454,355	13,428	83,415	6,237	77,178	37	95
21,501,838	7,068,452	5,684	4,416	67	4,349	12,940	49,722
561,052,829	93,548,039		126,449	2,057	124,392	28,279	117,347
232,551,302	77,491,810		90,675	1,116	89,559	17,336	88,357
302,074,876	186,378,942		25,504	106	25,398	25,170	193,700
1,095,679,007	357,418,791	13,011	242,628	3,279	239,349	24,213	193,700
0	0	0	0	0	0	0	0
60,325	60,345	15	97	5	92	81,325	2,710,740
17,902	12,770	339	281	61	220	115	1,283
1,422,375	1,542,483	7,917	44,738	6,059	38,679	13	1,536
7,133	4,977	139	8	0	8	1,800	3,570
1,361	1,361	96	15	0	15	36	36
154,030	166,849	3,718	12,382	1,698	10,684	9	1,900
774,538	464,723	1	93	0	93	1,364	1,366
0	0	0	0	0	0	0	0
10,318,637	5,875,502	186	4,297	1	4,296	5,182	19,883
75,781,883	47,698,198	6,985	22,267	1,235	21,032	5,707	99,350
86,875,058	54,038,423	7,172	26,657	1,236	25,421	5,486	99,350
		170,923					
1,219,905,556	428,817,960	234,136	454,174	20,365	433,809	4,098	

(令和8年4月1日現在)

7 家屋に関する概要（令和8年度）について

(1) 総括表

区 分		棟 数	床面積（㎡）	決定価格（千円）
木 造	総 数	120,527	11,932,058	248,792,913
	法定免税点未満のもの	4,515	197,548	223,098
	法定免税点以上のもの	116,012	11,734,510	248,569,815
木 造 以 外	総 数	36,586	8,037,443	364,272,861
	法定免税点未満のもの	249	7,379	22,662
	法定免税点以上のもの	36,337	8,030,064	364,250,199
計	総 数	157,113	19,969,501	613,065,774
	法定免税点未満のもの	4,764	204,927	245,760
	法定免税点以上のもの	152,349	19,764,574	612,820,014
非課税家屋		2,875	1,630,230	

納税義務者数に関する調 (単位：人)

区 分		単位当たり価格（円）	納税義務者数に関する調（単位：人）			
			個人・法人の別	総数	法定免税点未満のもの	法定免税点以上のもの
木 造	総 数	20,851	個 人	85,768	2,799	82,969
	法定免税点未満のもの	1,129	法 人	3,641	91	3,550
	法定免税点以上のもの	21,183	計	89,409	2,890	86,519

(令和8年4月1日現在)

固定資産概要調書より (令和8年4月1日現在)

(2) 所有者区分による家屋に関する調

○ 個人が所有する家屋

区 分		棟 数	床 面 積 (㎡)	決 定 価 格 (千円)	課税標準額 (千円)	単位当たり価格 (円)
木 造	総 数	116,073	11,339,404	235,651,599	235,648,159	20,782
	法定免税点未満のもの	4,412	193,253	216,858	216,858	1,122
	法定免税点以上のもの	111,661	11,146,151	235,434,741	235,431,301	21,123
木 造 以 外	総 数	28,329	3,222,848	125,673,650	125,673,567	38,995
	法定免税点未満のもの	223	6,688	19,905	19,905	2,976
	法定免税点以上のもの	28,106	3,216,160	125,653,745	125,653,662	39,069
計	総 数	144,402	14,562,252	361,325,249	361,321,726	24,812
	法定免税点未満のもの	4,635	199,941	236,763	236,763	1,184
	法定免税点以上のもの	139,767	14,362,311	361,088,486	361,084,963	25,141

○ 法人が所有する家屋

区 分		棟 数	床 面 積 (㎡)	決 定 価 格 (千円)	課税標準額 (千円)	単位当たり価格 (円)
木 造	総 数	4,454	592,654	13,141,314	13,139,958	22,174
	法定免税点未満のもの	103	4,295	6,240	6,048	1,453
	法定免税点以上のもの	4,351	588,359	13,135,074	13,133,910	22,325
木 造 以 外	総 数	8,257	4,814,595	238,599,211	237,567,875	49,557
	法定免税点未満のもの	26	691	2,757	2,757	3,990
	法定免税点以上のもの	8,231	4,813,904	238,596,454	237,565,118	49,564
計	総 数	12,711	5,407,249	251,740,525	250,707,833	46,556
	法定免税点未満のもの	129	4,986	8,997	8,805	1,804
	法定免税点以上のもの	12,582	5,402,263	251,731,528	250,699,028	46,597

○ 合 計

区 分		棟 数	床 面 積 (㎡)	決 定 価 格 (千円)	課税標準額 (千円)	単位当たり価格 (円)
木 造	総 数	120,527	11,932,058	248,792,913	248,788,117	20,851
	法定免税点未満のもの	4,515	197,548	223,098	222,906	1,129
	法定免税点以上のもの	116,012	11,734,510	248,569,815	248,565,211	21,183
木 造 以 外	総 数	36,586	8,037,443	364,272,861	363,241,442	45,322
	法定免税点未満のもの	249	7,379	22,662	22,662	3,071
	法定免税点以上のもの	36,337	8,030,064	364,250,199	363,218,780	45,361
計	総 数	157,113	19,969,501	613,065,774	612,029,559	30,700
	法定免税点未満のもの	4,764	204,927	245,760	245,568	1,199
	法定免税点以上のもの	152,349	19,764,574	612,820,014	611,783,991	31,006

固定資産概要調書より

(令和8年4月1日現在)

8 償却資産に関する概要(令和8年度) について

納税義務者数に関する調

(単位：人)

個人・法人の別	区分	総 数	法定免税点未満のもの	法定免税点以上のもの
個	人	3,009	1,984	1,025
法	人	6,050	2,868	3,182
計		9,059	4,852	4,207

(令和8年4月1日現在)

価格等に関する調

種 類	決 定 価 格 (千円)	課 税 標 準 額 (千円)	課 税 標 準 額 の 内 訳	
			法第349条の3又は法附則第15条の規定の適用を受けるもの(イ) (千円)	(イ) 以外のもの (ロ) (千円)
市町村長が価格等を決定したもの	構 築 物	59,976,092	59,114,465	423,245
	機 械 及 び 装 置	121,252,669	111,972,136	10,543,216
	船 舶	6,806	6,806	0
	航 空 機	39,750	39,750	0
	車 両 及 び 運 搬 具	1,018,101	1,018,101	0
	工 具 ・ 器 具 及 び 備 品	38,882,781	38,859,150	16,430
	小 計 (ハ)	221,176,199	211,010,408	10,982,891
法第三八九条関係	総務大臣が価格等を決定し配分したもの	89,164,233	86,196,099	
	都道府県知事が価格等を決定し配分したもの	1,388,883	1,388,883	
	小 計 (二)	90,553,116	87,584,982	
法第743条第1項の規定により道府県知事が価格等を決定したもの(ホ)		-	-	
合 計 (ハ) + (二) + (ホ)		311,729,315	298,595,390	
同上内訳	市 町 村 分 の 額		298,595,390	
	都 道 府 県 分 の 額		-	

固定資産概要調書より

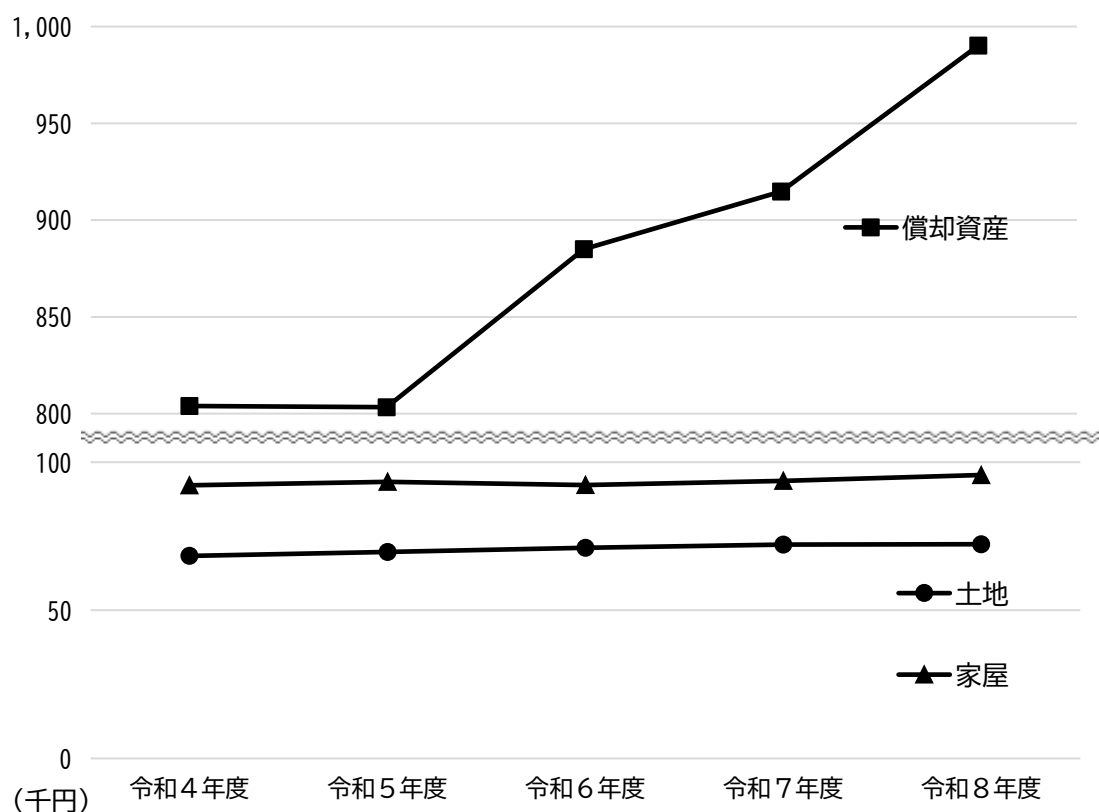
(令和8年4月1日現在)

9 納税者一人当たり負担額等の推移について

(土地、家屋、償却資産)

区分 \ 年度		令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
土地	税 額 (千円)	5,576,069	5,708,300	5,846,620	5,928,857	5,976,849
	納税義務者(人)	81,566	81,931	82,222	82,157	82,654
	1人当たり税額(円)	68,363	69,672	71,108	72,165	72,312
家 屋	税 額 (千円)	7,879,406	8,014,399	7,944,795	8,069,231	8,278,209
	納税義務者(人)	85,457	85,813	86,048	86,158	86,519
	1人当たり税額(円)	92,203	93,394	92,330	93,656	95,681
償却資産	税 額 (千円)	3,269,109	3,284,066	3,639,045	3,791,546	4,165,580
	納税義務者(人)	4,066	4,088	4,112	4,145	4,207
	1人当たり税額(円)	804,011	803,343	884,982	914,728	990,155

(令和8年4月1日現在)



10 都市計画税に関する概要（令和8年度）について

(単位：千㎡)

福島市の面積	課 税 区 域 の 面 積			
	市街化区域	市街化調整区域	そ の 他	計
767,720	33,432	-	-	33,432

都 市 計 画 区 域 の 面 積				都市計画事業の 認可の有無	
市街化区域	市街化調整区域	そ の 他	計	有	無
50,590	178,152	-	228,742	○	

(令和8年4月1日現在)

納税義務者数

(単位：人)

区 分		総 数	法定免税点未満のもの	法定免税点以上のもの
土 地	個 人	58,982	879	58,103
	法 人	2,464	100	2,364
	計	61,446	979	60,467
家 屋	個 人	62,293	983	61,310
	法 人	2,852	44	2,808
	計	65,145	1,027	64,118
実 数	個 人	73,047	1,242	71,805
	法 人	3,352	123	3,229
	計	76,399	1,365	75,034

(令和8年4月1日現在)

地積及び床面積、決定価格等に関する調

区 分			面 積 (土地：千㎡、家屋：㎡)	筆数・棟数	決 定 価 格 (千円)	課税標準額 (千円)	税 率
土 地	宅 地 等	宅 地	28,600	104,420	930,806,221	436,150,329	
		そ の 他	2,798	8,718	55,445,960	33,562,641	
		小 計	31,398	113,138	986,252,181	469,712,970	
	農 地		1,961	4,693	28,563,120	16,636,155	
	計		33,359	117,831	1,014,815,301	486,349,125	
	家 屋	木 造 家 屋	7,731,694	72,610	184,999,593	184,995,925	
木造以外の家屋		6,628,120	27,116	321,953,154	321,074,862		
計		14,359,814	99,726	506,952,747	506,070,787		
合 計					1,521,768,048	992,419,912	

(令和8年4月1日現在)

V 諸 税

1 軽自動車税（当初調定）について

区分		年度	令和3年度		令和4年度	
			台数	調定額	台数	調定額
原動機付自転車	第一種（50cc以下）		7,120	14,240,000	6,810	13,620,000
	第一種※（50cc超125cc以下）		—	—	—	—
	ミニカ		197	728,900	190	703,000
	第二種乙		1,181	2,362,000	1,194	2,388,000
	第二種甲		1,995	4,788,000	2,104	5,049,600
	特定小型原動機付自転車		—	—	—	—
原動機付自転車の合計			10,493	22,118,900	10,298	21,760,600
軽二輪			3,849	13,856,400	3,890	14,004,000
	ボート・トレーラー等		216	777,600	217	781,200
軽三輪			2	9,200	2	9,200
軽四輪乗用	自家用		67,084	647,740,800	67,580	675,028,200
	営業用		10	67,000	10	67,400
	電気自動車		19	140,400	19	122,400
軽四輪貨物	自家用		18,137	91,744,000	18,188	93,163,000
	営業用		467	1,694,200	469	1,732,100
	電気自動車		11	46,000	11	46,000
軽四輪車の合計			85,728	741,432,400	86,277	770,159,100
雪上車			1	3,600	1	3,600
小型特殊自動車	農耕作業用		4,292	10,300,800	4,359	10,461,600
	内燃機関のもの		889	5,245,100	917	5,410,300
	電気自動車		71	418,900	72	424,800
二輪の小型自動車			4,691	28,146,000	4,831	28,986,000
合 計			110,232	822,308,900	110,864	852,000,400
納税義務者数			76,031		76,387	

※50cc超125cc以下かつ最高出力4.0kW以下のものに限る

(単位：台、円、人)

令和5年度		令和6年度		令和7年度		令和8年度	
台数	調定額	台数	調定額	台数	調定額	台数	調定額
6,456	12,912,000	6,121	12,242,000	5,882	11,764,000	5,652	11,304,000
—	—	—	—	0	0	2	4,000
184	680,800	178	658,600	181	669,700	186	688,200
1,196	2,392,000	1,198	2,396,000	1,184	2,368,000	1,182	2,364,000
2,204	5,289,600	2,317	5,560,800	2,418	5,803,200	2,493	5,983,200
—	—	13	26,000	26	52,000	40	80,000
10,040	21,274,400	9,827	20,883,400	9,691	20,656,900	9,555	20,423,400
3,993	14,374,800	4,021	14,475,600	4,026	14,493,600	4,044	14,558,400
216	777,600	217	781,200	217	781,200	208	748,800
2	9,200	2	9,200	2	9,200	2	9,200
68,240	695,620,200	68,381	708,760,500	68,847	728,200,800	68,538	744,180,000
21	144,200	30	204,600	40	278,100	45	328,000
170	567,000	250	1,981,800	301	2,761,200	352	3,323,700
18,243	94,402,000	18,127	94,582,000	18,043	95,131,000	17,833	94,949,000
482	1,789,700	486	1,827,800	462	1,776,900	461	1,805,600
23	51,000	27	101,000	39	106,500	47	169,000
87,179	792,574,100	87,301	807,457,700	87,732	828,254,500	87,276	844,755,300
1	3,600	1	3,600	1	3,600	1	3,600
4,372	10,492,800	4,355	10,452,000	4,320	10,368,000	4,310	10,344,000
948	5,593,200	974	5,746,600	970	5,723,000	963	5,681,700
75	442,500	76	448,400	93	499,700	78	460,200
4,997	29,982,000	5,071	30,426,000	5,058	30,348,000	5,043	30,258,000
111,823	875,524,200	111,845	890,683,700	112,110	911,137,700	111,480	927,242,600
76,680		76,879		75,904		76,016	

(令和8年5月8日現在)

2 市たばこ税について

(単位：千本、千円、%)

年度 区分		令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度
課 税 標 準	旧3級品以外	310,028	315,295	312,433	304,416	296,108
	旧3級品	-	-	-	-	-
調 定 額		1,956,012	2,065,817	2,047,066	1,994,534	1,940,104
前 年 比		106.0	105.6	99.1	97.4	97.3

※ 滞納繰越分を除く

(令和8年7月1日現在)

3 入湯税について

(単位：人、千円、%)

年度 区分		令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度
入 湯 客 数		528,898	705,170	803,782	773,912	792,572
調 定 額		62,637	85,740	96,721	93,921	97,532
前 年 比		107.6	136.9	112.8	97.1	103.8
特別徴収義務者数		78	77	74	73	74

※ 滞納繰越分を除く

(令和8年7月1日現在)

VI 徴 収

1 令和8年度徴税費予算細目別内訳(当初)について

(単位：千円)

科 目	令和8年度予算額	令和7年度予算額	比 較
固定資産評価審査委員会費	256	256	0
給 与 費	796,530	751,281	45,249
税 務 事 務 費	7,338	7,080	258
賦 課 事 務 費	275,229	313,497	△ 38,268
徴 収 事 務 費	323,749	303,313	20,436
合 計	1,403,102	1,375,427	27,675

(令和8年7月1日現在)

2 令和8年度徴税費予算節別内訳(当初)について

(単位：千円)

科 目	令和8年度予算額	令和7年度予算額	比 較
報 酬	32,069	30,109	1,960
給 料	423,632	400,894	22,738
職 員 手 当 等	250,002	236,867	13,135
共 済 費	139,952	129,414	10,538
報 償 費	1,516	1,516	0
旅 費	1,897	1,967	△ 70
需 用 費	10,987	10,383	604
役 務 費	27,475	27,873	△ 398
委 託 料	289,604	326,674	△ 37,070
使 用 料 及 び 賃 借 料	45,873	47,187	△ 1,314
負 担 金 補 助 及 び 交 付 金	32,095	24,543	7,552
償 還 金 利 子 及 び 割 引 料	148,000	138,000	10,000
合 計	1,403,102	1,375,427	27,675

(令和8年7月1日現在)

3 市税過誤納還付金（歳出還付分）について

（単位：件、千円、％）

区分	年度	令和5年度		令和6年度		令和7年度	
		件数	金額	件数	金額	件数	金額
発生	前年度よりの繰越未還付分	548	4,154	600	6,147	462	9,683
	現年度発生分	3,999	141,927	3,479	100,613	3,978	149,315
	計（A）	4,547	146,081	4,079	106,760	4,440	158,998
還付済（B）		3,947	139,934	3,617	97,077	3,958	147,636
還付率（B）／（A）		86.8	95.8	88.7	90.9	89.1	92.9
未還付		600	6,147	462	9,683	482	11,362

（令和8年7月1日現在）

4 口座振替制度利用状況について

区分	税目	市県民税	固定資産税 都市計画税	軽自動車税	国民健康保険税	計 （平均利用率）
納税義務者数		人 29,859	人 101,522	台 111,480	人 26,986	人 269,847
振替者数		人 7,289	人 51,855	台 5,554	人 8,241	人 72,939
振替利用率		% 24.41	% 51.08	% 4.98	% 30.54	% 27.03

（令和8年度当初賦課時）

5 県税徴収事務費委託金について

区分	年度	令和5年度			令和6年度			令和7年度		
	乗率	算出基礎 （千円）	前年比 （％）	交付額 （千円）	算出基礎 （千円）	前年比 （％）	交付額 （千円）	算出基礎 （千円）	前年比 （％）	交付額 （千円）
納税義務者割		（人）			（人）			（人）		
	◎3,300	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	◎3,000	140,484	-	424,362	141,413	-	427,529	142,459	-	429,497
納付額分		621	68.3	43	1,902	306.3	133	105	5.5	7
平成18年度以前課税分	$\frac{7}{100}$	47	26.6	3	1,615	3,436.2	113	0	0.0	0
延滞金	$\frac{7}{100}$	574	78.4	40	287	50.0	20	105	36.6	7
還付金等分		33,931	86.6	13,584	31,134	127.7	17,348	34,622	107.2	18,598
計			99.4	437,989		101.6	445,010		100.7	448,102

※地方税法第47条の改正により、平成19年7月申請分から算定方法が変更された。

（令和8年7月1日現在）

※平成23年7月申請分より納税義務者1人当たり交付額が変更された。（3,300円→3,000円）

※四捨五入のため小計値と合計値が一致しない場合がある。

6 差押執行状況について

(単位：人、千円)

区分 年度		不 動 産	動 産	無 体 財 産 権	債 権	合 計
令和3年度	件 数	91	0	3	2,350	2,444
	金 額	160,160	0	3,470	671,596	835,226
令和4年度	件 数	61	1	4	2,333	2,399
	金 額	48,061	27	285,835	529,066	862,989
令和5年度	件 数	50	3	1	2,171	2,225
	金 額	40,375	7,211	8,123	564,931	620,640
令和6年度	件 数	83	2	5	1,993	2,083
	金 額	97,292	19,035	23,973	523,384	663,684
令和7年度	件 数	59	1	0	1,705	1,765
	金 額	110,560	959	0	598,929	710,448

市税及び国保税の合計額

(令和8年7月1日現在)

7 公売執行状況について

(単位：件)

区分 年度	公 売 物 件			売 却 物 件			売却代金 (千円)
	不 動 産	動 産	計	不 動 産	動 産	計	
令和3年度	0	0	0	0	0	0	0
令和4年度	0	1	1	0	1	1	27
令和5年度	1	2	3	1	2	3	32,252
令和6年度	2	1	3	2	1	3	29,221
令和7年度	1	0	1	1	0	1	8,710

(令和8年7月1日現在)

8 不納欠損処分について

(1) 税目別不納欠損額の推移

(単位：人、件、円)

年度 税目		令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度
個人市民税	人 員	386	508	694	1,012	617
	件 数	1,133	1,382	2,050	2,807	1,672
	金 額	23,997,666	25,002,280	37,470,437	39,020,532	31,325,625
法人市民税	人 員	36	34	88	70	73
	件 数	38	42	127	94	73
	金 額	2,399,879	2,350,705	10,266,668	9,473,940	4,261,407
固定資産税 都市計画税	人 員	268	331	607	766	534
	件 数	923	1,084	1,941	2,513	1,757
	金 額	30,656,955	21,901,831	46,855,811	40,189,555	30,632,913
軽自動車税	人 員	178	230	396	434	323
	件 数	230	315	512	580	416
	金 額	1,586,511	2,301,457	3,466,996	3,921,715	3,023,571
特別土地保有税	人 員	0	0	0	0	0
	件 数	0	0	0	0	0
	金 額	0	0	0	0	0
入 湯 税	人 員	0	0	0	1	0
	件 数	0	0	0	1	0
	金 額	0	0	0	9,450	0
合 計	人 員	868	1,103	1,785	2,283	1,547
	件 数	2,324	2,823	4,630	5,995	3,918
	金 額	58,641,011	51,556,273	98,059,912	92,615,192	69,243,516

(令和8年7月1日現在)

(2) 該当条項別・税目別不納欠損額 (令和7年度)

(単位：人、件、円)

税目	区分	地方税法 第15条の7第4項 (執行停止3年間継続)	地方税法 第15条の7第5項 (即時消滅)	地方税法 第18条 (時効消滅)	合 計
個人市民税	人 員	339	13	265	617
	件 数	978	23	671	1,672
	金 額	18,462,628	243,062	12,619,935	31,325,625
法人市民税	人 員	21	4	48	73
	件 数	21	4	48	73
	金 額	1,303,900	200,000	2,757,507	4,261,407
固定資産税 都市計画税	人 員	187	105	242	534
	件 数	657	382	718	1,757
	金 額	16,360,485	3,835,628	10,436,800	30,632,913
軽自動車税	人 員	145	9	169	323
	件 数	189	10	217	416
	金 額	1,284,471	109,800	1,629,300	3,023,571
特別土地保有税	人 員	0	0	0	0
	件 数	0	0	0	0
	金 額	0	0	0	0
入 湯 税	人 員	0	0	0	0
	件 数	0	0	0	0
	金 額	0	0	0	0
合 計	人 員	692	131	724	1,547
	件 数	1,845	419	1,654	3,918
	金 額	37,411,484	4,388,490	27,443,542	69,243,516

(令和8年7月1日現在)

Ⅶ 国民健康保険税（特別会計）

1 税率及び賦課割合について

区分		令和 4 年 度			令和 5 年 度		
		医 療 分	支 援 分	介 護 分	医 療 分	支 援 分	介 護 分
所 得 割	税 率	6.6	2.7	2.8	6.5	2.6	2.6
	賦課割合	53.8	53.9	50.8	52.5	52.2	49.2
均 等 割	税 率	18,700	7,300	10,000	19,700	7,800	10,000
	賦課割合	28.6	28.4	31.9	29.8	30.1	32.9
平 等 割	税 率	18,300	7,200	6,200	18,300	7,200	6,200
	賦課割合	17.6	17.7	17.3	17.7	17.7	17.9
課 税 限 度 額		650,000	200,000	170,000	650,000	220,000	170,000

（注）賦課割合は、表示数値未満を四捨五入して表示している。したがって、内訳の計が

（注）賦課割合は、基数調査日の賦課期日現在における一般被保険者分の限度超過額控除後（介護は全

2 年度別収入状況調（全体分）について

（医療分）

区分		令和 3 年 度			令和 4 年 度		
		現年課税分	滞納繰越分	計	現年課税分	滞納繰越分	計
調 定 額		2,943,705	711,473	3,655,178	2,866,819	649,711	3,516,530
収 入 済 額		(4,290) 2,809,950	(246) 154,308	(4,536) 2,964,258	(7,169) 2,739,111	(257) 130,672	(7,426) 2,869,783
不 納 欠 損 額		0	40,304	40,304	0	45,206	45,206
収 入 未 済 額		138,045	517,107	655,153	134,877	474,091	608,968
徴収率（％）		95.5	21.7	81.1	95.5	20.1	81.6

（注）収入済額上段（ ）は未還付金の内訳

（注）表中の数値は、表示数値未満を四捨五入して表示した。したがって、計と内訳の計が一致しない

（注）徴収率は、表中の数値により算出し、表示数値未満を四捨五入して表示した。

（支援分）

区分		令和 3 年 度			令和 4 年 度		
		現年課税分	滞納繰越分	計	現年課税分	滞納繰越分	計
調 定 額		1,152,154	248,229	1,400,383	1,123,528	231,802	1,355,330
収 入 済 額		(789) 1,098,519	(31) 54,525	(821) 1,153,043	(1,141) 1,071,068	(6) 47,704	(1,147) 1,118,772
不 納 欠 損 額		0	14,264	14,264	0	16,038	16,038
収 入 未 済 額		54,425	179,471	233,896	53,601	168,066	221,667
徴収率（％）		95.3	22.0	82.3	95.3	20.6	82.5

（注）収入済額上段（ ）は未還付金の内訳

（注）表中の数値は、表示数値未満を四捨五入して表示した。したがって、計と内訳の計が一致しない

（注）徴収率は、表中の数値により算出し、表示数値未満を四捨五入して表示した。

（介護分）

区分		令和 3 年 度			令和 4 年 度		
		現年課税分	滞納繰越分	計	現年課税分	滞納繰越分	計
調 定 額		517,137	141,093	658,229	405,440	144,545	549,985
収 入 済 額		(350) 475,205	(17) 29,132	(368) 504,337	(445) 371,824	(6) 29,222	(451) 401,046
不 納 欠 損 額		0	7,978	7,978	0	8,493	8,493
収 入 未 済 額		42,282	104,000	146,282	34,061	106,836	140,897
徴収率（％）		91.9	20.6	76.6	91.7	20.2	72.9

（注）収入済額上段（ ）は未還付金の内訳

（注）表中の数値は、表示数値未満を四捨五入して表示した。したがって、計と内訳の計が一致しない

（注）徴収率は、表中の数値により算出し、表示数値未満を四捨五入して表示した。

(単位：％、円)

令和6年度			令和7年度			令和8年度			
医療分	支援分	介護分	医療分	支援分	介護分	医療分	支援分	介護分	子ども分
6.5	2.5	2.4	6.5	2.5	2.4	6.2	2.8	2.4	0.3
52.8	52.8	48.0	53.2	50.9	48.6	53.08	53.01	48.81	51.01
20,700	7,800	10,000	21,700	9,500	10,000	22,400	9,500	10,400	1,400
30.0	29.6	33.6	30.2	32.8	33.2	31.44	30.06	34.27	34.83
18,300	7,200	6,200	18,300	7,200	6,200	16,700	8,100	5,800	800
17.2	17.6	18.3	16.6	16.3	18.2	15.48	16.93	16.92	14.16
650,000	240,000	170,000	660,000	260,000	170,000	670,000	260,000	170,000	30,000

100にならない場合がある。
体分)。

(令和8年7月1日現在)

(単位：千円)

令和5年度			令和6年度			令和7年度		
現年課税分	滞納繰越分	計	現年課税分	滞納繰越分	計	現年課税分	滞納繰越分	計
2,780,633	602,902	3,383,534	2,798,003	562,168	3,360,170	2,821,138	522,121	3,343,259
(4,949)	(132)	(5,081)	(5,275)	(85)	(5,360)	(5,447)	(156)	(5,603)
2,651,801	112,703	2,764,504	2,663,772	99,833	2,763,605	2,675,690	93,860	2,769,550
0	59,109	59,109	59	76,595	76,654	70	59,490	59,561
133,780	431,222	565,002	139,446	385,825	525,271	150,824	368,927	519,752
95.4	18.7	81.7	95.2	17.8	82.2	94.8	18.0	82.8

(令和8年7月1日現在)

場合がある。

(単位：千円)

令和5年度			令和6年度			令和7年度		
現年課税分	滞納繰越分	計	現年課税分	滞納繰越分	計	現年課税分	滞納繰越分	計
1,090,758	219,365	1,310,123	1,070,012	210,046	1,280,058	1,123,086	195,656	1,318,742
(979)	(12)	(991)	(875)	(31)	(906)	(1,092)	(35)	(1,127)
1,037,352	41,826	1,079,178	1,018,596	37,458	1,056,054	1,065,234	35,483	1,100,717
0	20,776	20,776	23	27,387	27,409	28	21,885	21,913
54,385	156,775	211,160	52,269	145,231	197,500	58,916	138,323	197,239
95.1	19.1	82.4	95.2	17.8	82.5	94.8	18.1	83.5

(令和8年7月1日現在)

場合がある。

(単位：千円)

令和5年度			令和6年度			令和7年度		
現年課税分	滞納繰越分	計	現年課税分	滞納繰越分	計	現年課税分	滞納繰越分	計
383,462	139,392	522,853	366,560	135,962	502,522	369,425	126,944	496,368
(345)	(3)	(348)	(408)	(27)	(435)	(370)	(21)	(391)
350,145	25,172	375,318	336,858	21,681	358,538	338,384	19,364	357,747
0	11,271	11,271	0	16,467	16,467	27	15,101	15,128
33,661	102,952	136,613	30,110	97,841	127,952	31,384	92,500	123,884
91.3	18.1	71.8	91.9	15.9	71.3	91.6	15.2	72.1

(令和8年7月1日現在)

場合がある。

3 国民健康保険税過誤納還付金（歳出還付分）について

(単位：件、千円、%)

区分		令和4年度		令和5年度		令和6年度		令和7年度	
		件数	金額	件数	金額	件数	金額	件数	金額
発生	前年度よりの繰越未還付金	1,109	3,012	1,119	3,183	954	2,869	935	3,044
	現年度発生分	3,054	21,279	3,288	25,601	3,352	20,102	2,722	19,346
	計 (A)	4,163	24,291	4,407	28,784	4,306	22,971	3,657	22,390
還付済 (B)		3,044	21,108	3,453	25,915	3,371	19,927	2,969	20,127
還付率 (B)/(A)		73.1	86.9	78.4	90.0	78.3	86.7	81.2	89.9
未還付		1,119	3,183	954	2,869	935	3,044	688	2,263

(令和8年7月1日現在)

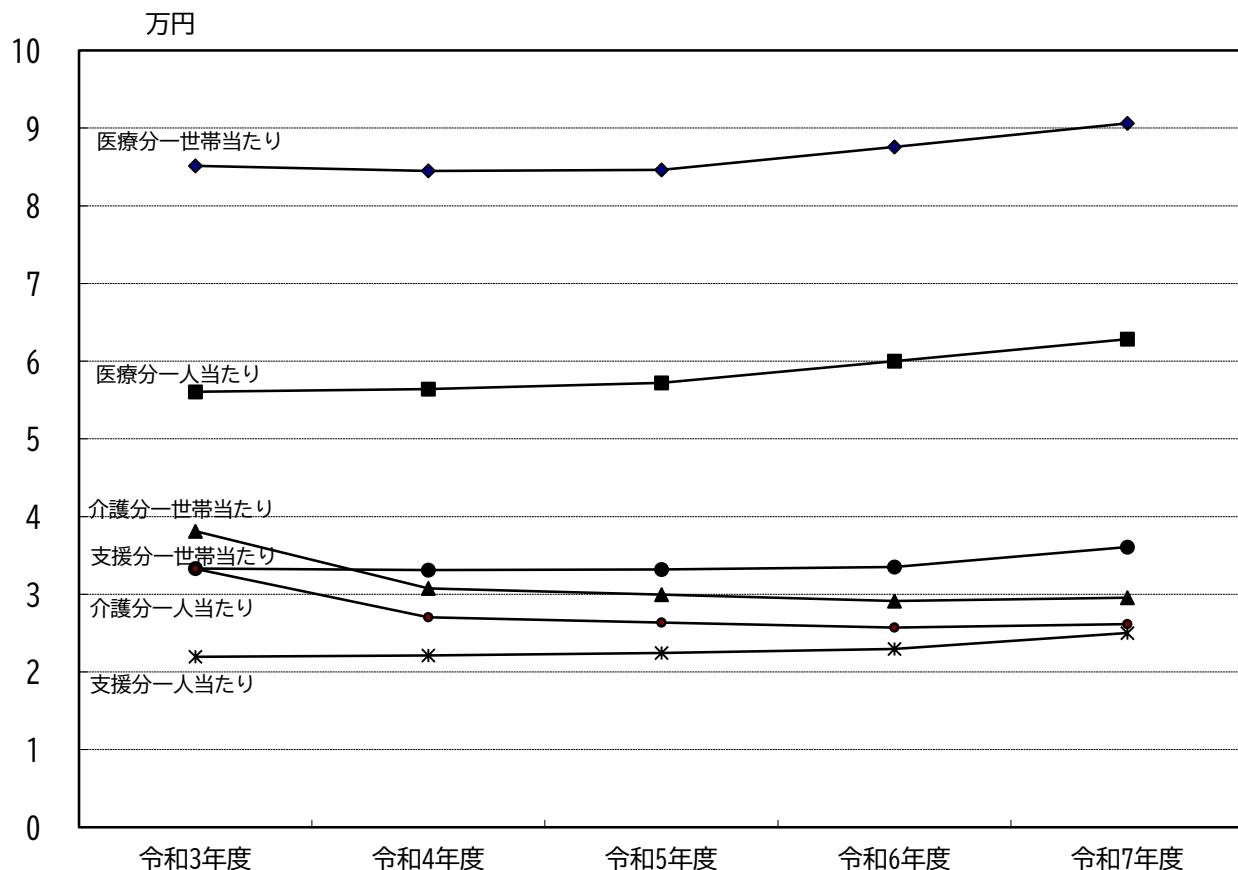
4 国民健康保険税負担額の推移（全体分）について

(単位：円)

区分		令和3年度		令和4年度		令和5年度		令和6年度		令和7年度	
		医療分	支援分	医療分	支援分	医療分	支援分	医療分	支援分	医療分	支援分
1世帯当たり 調定額	医療分	85,135		84,485		84,626		87,599		90,616	
	支援分	33,321		33,110		33,196		33,500		36,074	
	介護分	38,114		30,766		29,949		29,127		29,566	
1人当たり 調定額	医療分	56,062		56,388		57,203		60,022		62,832	
	支援分	21,942		22,099		22,439		22,954		25,013	
	介護分	33,263		27,015		26,367		25,707		26,152	

(注) 調定額は現年課税分

(令和8年7月1日現在)



VIII 固定資産評価審査委員会

1 審査申出と決定の状況について

年度	区分	審査申出		取 下		却 下		棄 却		認 容	
		人 数	件 数	人 数	件 数	人 数	件 数	人 数	件 数	人 数	件 数
令和3年度	土地	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	家屋	2	2	0	0	0	0	2	2	0	0
	計	2	2	0	0	0	0	2	2	0	0
令和4年度	土地	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	家屋	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	計	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
令和5年度	土地	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	家屋	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	計	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
令和6年度	土地	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	家屋	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	計	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
令和7年度	土地	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	家屋	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	計	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0

※人数計は実人数

(令和8年7月1日現在)

IX その他

1 市税関係証明等について

年度 区分	令和 5 年度			令和 6 年度			令和 7 年度		
	件 数	構成比	前年比	件 数	構成比	前年比	件 数	構成比	前年比
課 税	268	0.5	34.1	0	0.0	0.0	0	0.0	0.0
納 税	5,055	9.1	72.6	6,528	11.7	129.1	4,730	9.3	72.5
軽 自 納 税	3,859	6.9	48.7	2,407	4.3	62.4	2,059	4.1	85.5
所 得	8,936	16.1	97.7	9,009	16.1	100.8	9,397	18.5	104.3
所 得 課 税	24,251	43.7	89.7	25,262	45.1	104.2	23,174	45.6	91.7
法 人 所 在	244	0.4	90.7	233	0.4	95.5	234	0.5	100.4
資 産	28	0.1	56.0	0	0.0	0.0	115	0.2	0.0
所 有 評 価	2,055	3.7	89.8	2,236	4.0	108.8	2,079	4.1	93.0
公 租 公 課	685	1.2	103.3	745	1.3	108.8	792	1.6	106.3
資 産 無 し	378	0.7	89.8	446	0.8	118.0	334	0.7	74.9
その他市税	203	0.4	116.0	188	0.3	92.6	171	0.3	91.0
その他資産	174	0.3	55.6	126	0.2	72.4	68	0.1	54.0
中 古 住 宅	200	0.4	98.5	244	0.4	122.0	270	0.5	110.7
閲 覧	0	0.0	0.0	2	0.0	0.0	1	0.0	0.0
写 し	8,361	15.1	101.4	7,832	14.0	93.7	6,851	13.5	87.5
完 納	668	1.2	71.4	718	1.3	107.5	506	1.0	70.5
記 載 事 項	169	0.3	100.0	0	0.0	0.0	0	0.0	0.0
合 計	55,534	100.0	84.7	55,976	100.0	100.8	50,781	100.0	90.7

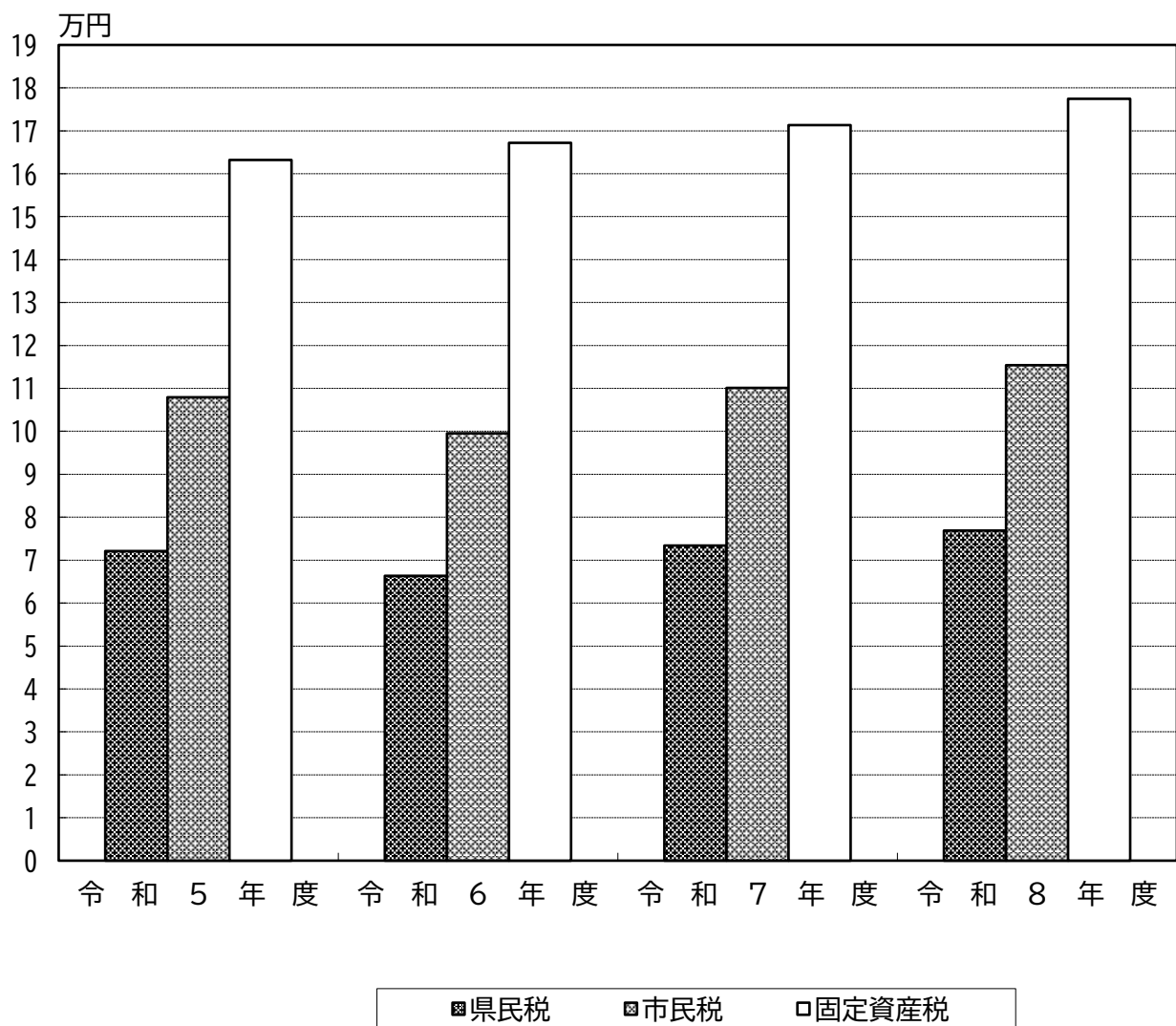
※「課税」「資産」「記載事項」に関してはシステム更改に伴い、令和6年1月より廃止。(令和8年7月1日現在)

2 納税者一人当たり平均課税額（当初）について

税目	令和5年度		令和6年度		令和7年度		令和8年度	
	税 額	前 年 比	税 額	前 年 比	税 額	前 年 比	税 額	前 年 比
市 民 税	円 107,933	% 100.6	円 99,541	% 92.2	円 110,120	% 110.6	円 115,404	% 104.8
県 民 税	72,096	100.6	66,335	92.0	73,384	110.6	76,907	104.8
市 県 民 税 計	180,029	100.6	165,876	92.1	183,504	110.6	192,311	104.8
森 林 環 境 税	—	—	1,000	—	1,000	100.0	1,000	100.0
固 定 資 産 税	163,219	101.5	167,168	102.4	171,290	102.5	177,483	103.6

（令和8年7月1日現在）

○納税者一人当たり平均課税額



3 市税減免状況について

(単位：件、千円)

税目	区分	年度	災 害 等 に よ る			休 廃 業 等 に よ る		
			件数	税 額	減免税額	件数	税 額	減免税額
個人市県民税		R3	253	31,527	12,834	-	-	-
		R4	256	31,946	13,003	-	-	-
		R5	-	-	-	-	-	-
		R6	-	-	-	-	-	-
		R7	-	-	-	-	-	-
固 定 資 産 税 (含都市計画税)		R3	33	175,978	26,870	-	-	-
		R4	1935	491,454	36,146	-	-	-
		R5	12	1,958	353	-	-	-
		R6	4	1,098	46	-	-	-
		R7	11	1,216	234	-	-	-

(令和8年7月1日現在)

(単位：件、千円)

税目	区分	年度	そ の 他			計		
			件数	税 額	減免税額	件数	税 額	減免税額
個人市県民税		R3	38	2,111	1,412	291	33,638	14,246
		R4	42	3,524	1,939	298	35,470	14,942
		R5	35	2,083	1,517	35	2,083	1,517
		R6	37	1,677	1,045	37	1,677	1,045
		R7	58	3,085	2,181	58	3,085	2,181
固 定 資 産 税 (含都市計画税)		R3 (内特区)	237 (61)	1,273,385 (1,267,934)	298,566 (293,115)	270	1,449,363	325,436
		R4 (内特区)	241 (53)	956,619 (950,293)	254,477 (248,151)	2176	1,448,073	290,623
		R5 (内特区)	248 (52)	926,841 (920,101)	196,990 (190,250)	260	928,799	197,343
		R6 (内特区)	243 (45)	995,733 (988,340)	138,824 (131,431)	243	995,733	138,824
		R7 (内特区)	249 (39)	949,243 (941,390)	57,429 (49,575)	260	950,459	57,663

(令和8年7月1日現在)

東日本大震災に係る減免状況

(単位：件、千円)

税目	区分	年度	件数	税 額	減免税額
個人市県民税		22	744	178,044	15,261
		23	2,155	312,187	122,154
固 定 資 産 税 (含都市計画税)		23	4,690	2,211,375	224,220

(令和8年6月30日現在)

4 税務事務電算委託利用状況について

(1) 各課予算分

科	目	委託年度	入	力	資	料
収納事務	口座振替	S54	市税等領収済通知書 〔市税、国保税〕	口座振替依頼書		
	収納管理 消込作業	S45				
	・固定資産税 (含都市計画税)	S48				
	・市県民税(特徴)	S50				
	・市県民税(普徴)	S49				
	・国民健康保険税	S51				
	・軽自動車税	S56				
	・法人市民税					

(2) 情報企画課予算分

科 目			委託年度	入 力 資 料	
市県民税（個人）	当初 賦課 随時 賦課 課	特 別 徴 収	S39	給与支払報告書 市県民税申告書、確定申告書 転勤・退職等異動連絡書 その他の連絡書	
		普 通 徴 収	S40	市県民税個人申告書並びに附随書類	
		特 別 徴 収	S48	給与所得者異動届出書 特別徴収変更連絡書	
		普 通 徴 収	S53	普通徴収変更連絡書（市県民税申告書）	
		申 告 書 （住所氏名力ナ）	S53	市県民税個人申告書	
		市民税（法人）	賦課・申告書等管理	H11	法人市民税申告書等
固定資産税 （含都市計画税）	土 地 家 屋	S41	補助簿（土） } 課税標準 調査簿（家）		
		S42	補助簿（土） } 一筆一棟 調査簿（家）		
		S46	台 帳（土） } 一筆一棟 調査簿（家）		
	償 却 資 産	S45	評 価 調 査…課税標準		
		S46	所有者明細書…一 品		
特別土地保有税		S48	調 査 表		
軽自動車税	当 初 課 税	S41			
		H4	オンライン入力		
	納税者番号変更	H16			
国民健康保険税	確 定 賦 課	S42	課 税 資 料 台 帳	課 税 標 準	
	月 割 賦 課	S51		総 所 得 金 額	

作 成 資 料	管 理 資 料	当該年度賦課に係る委託料		備 考
		令和8年度（予算）	令和7年度（実績）	
口座振替納付書等		22,506千円	21,939千円	
税目別収入明細書及び日計表（地区別も含む） 徴収簿等 督促状（市県民税、固定資産税、軽自動車税、 国民健康保険税等）等		75,603千円	72,325千円	S52年度 O C R採用
滞納整理各種帳票等		24,750千円	24,310千円	H19年より 滞納支援シス テム導入

作 成 資 料	管 理 資 料	当該年度賦課に係る委託料		備 考
		令和8年度予算の 内訳概算額	令和7年度実績の 内訳概算額	
課税台帳 税額通知書 納入書 税額書	調 課 税 の 状 況 そ の 他	70,287千円	63,478千円	S58年住民マス ター利用 H15年から新シ ステム
税額変更異動台帳 税額変更通知書 異動明細書、その他				
課税台帳 納税通知書（納付書、収納票）				
税額変更通知書				
法人台帳、課税台帳、申告書等	調定、交付税基礎 数値調査、その他	1,400千円	1,323千円	S58年事業所 マスター作成 H11年から 新賦課システム
課税台帳兼名寄簿 納税通知書、課税明細書 （納付書、収納票）	調 定 概 要 調 書 そ の 他	47,974千円	36,765千円	S 5 8 年 住民マスター利 用 H 2 4 年 から 新システム
課税台帳、名寄索引簿、 納税通知書	調 定、そ の 他	9,196千円	7,899千円	
申告書兼課税台帳管理検索 システム				H11年より システム変更
課税台帳（全＋退） 納税通知書	調定 調整交付金申請基礎資料 課税状況基礎資料	22,353千円	20,231千円	S54年所得連動 S58年住民マス ター利用
		20,364千円	19,308千円	

5 地方譲与税・交付金の概要について

種 目	対象	譲 与 等 の 基 準	交付時期・使途
自動車重量譲与税 (S46.12月創設)	都道府県及び市町村	(1) 自動車重量税の収入額の1000分の431に相当する額のうち、431分の24を都道府県に、431分の407を市町村に対し譲与し、その2分の1を市町村道の延長で、他の2分の1を面積で按分し譲与する。 (自動車重量譲与税法第1条及び第2条第1項、第2項) (2) 譲与税の算定の基礎となる道路の延長及び面積は、道路の種別その他の事情を参酌して補正することができる。(同法第2条第3項)	第1期 6月(2月～4月) 第2期 11月(5月～9月) 第3期 3月(10月～1月) 平成21年度より 使途制限なし
地方揮発油譲与税 (H21.4月創設) ※旧：地方道路譲与税 (S30.8月創設)	都道府県及び市町村	(1) 地方揮発油税の収入額に相当する額を譲与する。(地方揮発油譲与税法第1条) (2) 譲与税の100分の58に相当する額を都道府県及び指定市に対し譲与し、その2分の1を一般国道及び都道府県道の延長で、他の2分の1を面積で按分し譲与する。(同法第2条第1項、第2項) (3) 譲与税の100分の42に相当する額を市町村に対し譲与し、その2分の1を市町村道の延長で、他の2分の1を面積で按分し譲与する。(同法第3条) (4) 譲与税の算定の基礎となる道路の延長及び面積は、道路の種類、幅員による道路の種別その他の事情を参酌して補正することができる。(同法第2条第6項)	第1期 6月(3月～5月) 第2期 11月(6月～10月) 第3期 3月(11月～2月) 平成21年度より 使途制限なし
森林環境譲与税 (H31.3月創設)	市町村及び都道府県	(1) 森林環境税の収入額に相当する額を譲与する。(森林環境税及び森林環境譲与税に関する法律第27条) (2) 譲与税の10分の9に相当する額を市町村に対し譲与し、その100分の55を市町村の区域内に存する私有林人工林の面積で、100分の20を市町村の林業就業者数で、他の100分の25を市町村の人口で按分し譲与する。(同法第28条) (3) 譲与税の10分の1に相当する額を都道府県に対し譲与し、その100分の55を都道府県の区域内の各市町村に係る私有林人工林の面積を合算した面積で、100分の20を都道府県の林業就業者数で、他の100分の25を都道府県の人口で按分し譲与する。(同法第29条)	第1期 9月(3月～8月) 第2期 3月(9月～2月) 使途 森林整備及びその促進(市町村) 市町村の支援等(都道府県)
☆ 利子割交付金 (S63.4月創設)	市町村	(1) 県が、納付された利子割額に相当する額に100分の99を乗じて得た額に清算処理(法第71条の25)を行い、清算後の金額の5分の3(法第71条の26)に相当する金額を市町村に交付する。 (2) 各市町村の個人県民税収入決定額の県計に対する前年度以前3年度分の平均値を基準として按分する。	3月 使途制限なし
☆ 配当割交付金 (H16.1月創設)	市町村	(1) 県が、個人が受ける特定配当等に対して一律5%(法第71条の28)の税率で課税し、配当割総額から地方税法に定められた調整後の金額の5分の3(法第71条の47)を市町村に交付する。 (2) 各市町村の個人県民税収入決定額の県計に対する前年度以前3年度分の平均値を基準として按分する。	第1期 8月(3月～7月) 第2期 12月(8月～11月) 第3期 3月(12月～2月) 使途制限なし

種 目	対象	譲 与 等 の 基 準	交付時期・使途
☆ 株式等譲渡所得割交付金 (H16.1月創設)	市町村	(1) 県が、個人が受ける特定株式等譲渡所得金額に対して一律5%(法第71条の49)の税率で課税し、株式譲渡所得割額から地方税法に定められた調整後の金額の5分の3(法第71条の67)を市町村に交付する。 (2) 各市町村の個人県民税収入決定額の県計に対する前年度以前3年度分の平均値を基準として按分する。	3月 使途制限なし
☆ 法人事業税交付金 (R元.10月創設)	市町村	県が、納付された法人事業税に7.7%を乗じて得た額を市町村の従業者数で按分して市町村に交付する。 (法第72条の76)	第1期 8月(3月～7月) 第2期 12月(8月～11月) 第3期 3月(12月～2月) 使途制限なし
☆ 地方消費税交付金 (H9.4月創設)	市町村	(1) 県が、納付された譲渡割額に相当する額及び払い込まれた貨物割の納付額の合算額に清算処理を行い、清算後の金額の2分の1に相当する額を市町村に交付する。 (法第72条の115) (2) 地方消費税の税率1%相当額分に係る市町村交付額の2分の1を人口、他の2分の1を従業者数で按分する。 (3) 地方消費税の税率1%を超える分に係る市町村交付額を人口で按分する。	第1期 6月(2月～4月) 第2期 9月(5月～7月) 第3期 12月(8月～10月) 第4期 3月(11月～1月) (2)交付分は使途制限なし (3)交付分は社会保障経費
☆ ゴルフ場利用税交付金 (H元.4月創設)	所在ゴルフ場 市町村	県が、県内のゴルフ場所在市町村に対し、ゴルフ場に係るゴルフ場利用税額の10分の7に相当する額を交付する。 (法第103条)	第1期 8月(3月～7月) 第2期 12月(8月～11月) 第3期 3月(12月～2月) 使途制限なし
☆ 国有提供施設等所在市町村助成交付金 (S32.5月創設)	市町村	(1) 国が所有する固定資産のうち、自衛隊使用資産(飛行場、演習場、弾薬庫、燃料庫の用に供する土地、建物、工作物)の所在する市町村に対し、毎年3月31日現在の所在状況に応じて交付する。(国有提供施設等所在市町村助成交付金に関する法律第1条) (2) 交付額(次のイ+ロの合計額) イ 交付金の総額の10分の7に相当する額を各市町村の交付対象資産の価格の合算額に按分した額 ロ 交付金の総額の10分の3に相当する額を交付対象資産の種類及び用途、当該市町村の財政状況等から総務大臣が配分する額	12月 使途制限なし
☆ 地方特例交付金 (H11.3月創設) (内訳) (1)個人住民税減収補填特例交付金 (2)軽油引取税減収補填特例交付金 (3)自動車税減収補填特例交付金 (4)軽自動車税減収補填特例交付金 (5)地方揮発油譲与税減収補填特例交付金	都道府県及び市町村	(1)個人住民税減収補填特例交付金 個人住民税における住宅借入金等特別税額控除の適用により生じる減収分について、都道府県及び市町村に交付する。 (2)軽油引取税減収補填特例交付金 軽油引取税当分の間税率廃止により生じる減収分について、都道府県に交付する。 (3)自動車税減収補填特例交付金 自動車税環境性能割の廃止により生じる減収分について、都道府県へ、環境性能割交付金の減収分について、市町村へ交付する。 (4)軽自動車税減収補填特例交付金 軽自動車税環境性能割の廃止により生じる減収分について、市町村へ交付する。 (5)地方揮発油譲与税減収補填特例交付金 地方揮発油税当分の間税率廃止により生じる減収分について、都道府県及び市町村に交付する。	第1期 4月 第2期 9月 使途制限なし
☆ 地方特例交付金 (R4.3月創設) 新型コロナウイルス感染症対策地方税減収補填特別交付金	都道府県及び市町村	新型コロナウイルス感染症に係る先端設備等に該当する家屋及び償却資産に対する固定資産税の課税標準の特例により生じる減収分について、都道府県及び市町村に交付する。	3月 使途制限なし

☆：財務部において調定している交付金等。

※特に記載がない場合、根拠法令は地方税法

6 令和8年度各税目別納期限について

税 目		納 期 等					
市 民 税	個 人	○普通徴収 1期 6月30日 納期限 3期 11月2日 納期限 2期 8月31日 // 4期 2月1日 // ○特別徴収 翌月10日まで（6月～翌年5月） ○年金からの特別徴収 年金支払月					
	法 人	○申告納付 事業年度終了後2カ月以内（確定申告）					
固 定 資 産 税		○普通徴収 1期 4月30日 納期限 2期 7月31日 // 3期 12月25日 // 4期 3月1日 //					
軽 自 動 車 税		○普通徴収 6月1日 納期限（全期）					
市 た ば こ 税		○申告納付 翌月末日まで					
鉱 産 税		○申告納付 翌月15日～末日まで					
入 湯 税		○特別徴収 翌月末日まで					
都 市 計 画 税		固定資産税の納期と同一					
国民健康保険税		○普通徴収 1期 7月31日 納期限 5期 11月30日 納期限 2期 8月31日 // 6期 12月25日 // 3期 9月30日 // 7期 2月1日 // 4期 11月2日 // 8期 3月1日 // ○年金からの特別徴収 年金支払月					

7 市税の税率の変せんについて

年度 税目			昭和35年度		昭和36年度		昭和37年度		昭和38年度		
市 民 税	個 人 所 得 割	均 等 割	400円		400円		400円		400円		
		所得割	4万円以下	2.0%	5万円以下	2.0%	5万円以下	2.0%	5万円以下	2.0%	
			4万円超	3.1〃	5万円超	2.7〃	5万円超	2.6〃	5万円超	2.5〃	
			8 〃	4.2〃	10 〃	3.7〃	10 〃	3.6〃	10 〃	3.5〃	
			15 〃	5.4〃	15 〃	5.0〃	15 〃	4.7〃	15 〃	4.5〃	
			30 〃	6.4〃	30 〃	6.1〃	30 〃	5.7〃	30 〃	5.5〃	
			50 〃	7.4〃	50 〃	7.3〃	50 〃	6.7〃	50 〃	6.5〃	
			80 〃	7.9〃	80 〃	7.8〃	80 〃	7.5〃	80 〃	7.5〃	
			120 〃	8.4〃	120 〃	8.3〃	120 〃	8.0〃	120 〃	8.0〃	
							200 〃	8.5〃	200 〃	8.5〃	
							400 〃	9.0〃	400 〃	9.0〃	
							600 〃	10.0〃	600 〃	10.0〃	
法 人 税	均 等 割	1,800円		1,800円		1,800円		1,800円			
	法 人 税 割	9.0%		9.0%		9.0%		9.0%			
固 定 資 産 税			1.5%		1.5%		1.5%		1.5%		
軽 自 動 車 税	原 自 動 機 付 車	総排気量 50 c c 以下		500円		500円		500円		500円	
		〃 50 c c 超 90 c c まで		800円		800円		800円		800円	
		〃 90 c c 超 125 c c まで		1,000円		1,000円		1,000円		1,000円	
		ミニカー(50 c c 以下)		－		－		－		－	
	軽 自 動 車	二 輪 車 (含・ポート・トレーラー)		1,500円		1,500円		1,500円		1,500円	
		三 輪 車		1,500円		2,000円		2,000円		2,000円	
		四 輪 車	乗 用	1,500円		3,000円		3,000円		3,000円	
			貨 物 用	1,500円		2,500円		2,500円		2,500円	
		雪 上 車		－		－		－		－	
		小 型 特 殊 車	農 耕 用		1,000円		1,000円		1,000円		1,000円
	そ の 他		3,000円		3,000円		3,000円		3,000円		
	二 輪 の 小 型 自 動 車		2,500円		2,500円		2,500円		2,500円		
市 た ば こ 消 費 税 (昭和29～63年度)			11.0%		11.0%		12.0%(本数制)		13.4%(本数制)		
電 気 ガ ス 税			10.0%		10.0%		9.0%		8.0%		
鉱 産 税			1.0%		1.0%		1.0% (月産200万円 以下 0.7%)		同左		
木 材 引 取 税			2.0%		2.0%		2.0%		2.0%		
特 別 土 地 保 有 税			－		－		－		－		
入 湯 税			1人1日20円 (自炊客10円)		同左		同左		同左		
都 市 計 画 税			－		－		－		－		

昭和39年度		昭和40年度		昭和41年度	
400円	200円 (飯坂町)	400円	200円 (飯坂町)	400円	200円 (飯坂、松川、信夫)
5万円以下 2.0%	15万円以下 2.0%	15万円以下 3.0%	15万円以下 2.0%	15万円以下 3.0%	15万円以下 2.0%
5万円超 2.5 "	15万円超 3.0 "	15万円超 4.5 "	15万円超 3.0 "	15万円超 4.5 "	15万円超 3.0 "
10 " 3.5 "	40 " 4.0 "	40 " 6.0 "	40 " 4.0 "	40 " 6.0 "	40 " 4.0 "
15 " 4.5 "	70 " 5.0 "	70 " 7.5 "	70 " 5.0 "	70 " 7.5 "	70 " 5.0 "
30 " 5.5 "	100 " 6.0 "	100 " 9.0 "	100 " 6.0 "	100 " 9.0 "	100 " 6.0 "
50 " 6.5 "	150 " 7.0 "	150 " 10.5 "	150 " 7.0 "	150 " 10.5 "	150 " 7.0 "
80 " 7.5 "	250 " 8.0 "	250 " 12.0 "	250 " 8.0 "	250 " 12.0 "	250 " 8.0 "
120 " 8.0 "	400 " 9.0 "	400 " 13.5 "	400 " 9.0 "	400 " 13.5 "	400 " 9.0 "
200 " 8.5 "	600 " 10.0 "	600 " 15.0 "	600 " 10.0 "	600 " 15.0 "	600 " 10.0 "
400 " 9.0 "	1,000 " 11.0 "	1,000 " 16.5 "	1,000 " 11.0 "	1,000 " 16.5 "	1,000 " 11.0 "
600 " 10.0 "	2,000 " 12.0 "	2,000 " 18.0 "	2,000 " 12.0 "	2,000 " 18.0 "	2,000 " 12.0 "
		3,000 " 19.5 "	3,000 " 13.0 "	3,000 " 19.5 "	3,000 " 13.0 "
		5,000 " 21.0 "	5,000 " 14.0 "	5,000 " 21.0 "	5,000 " 14.0 "
1,800円	1,200円	1,800円	1,200円	1,800円	1,200円
9.0%	8.1%	9.4%	8.4%	10.0%	8.9%
1.5%	1.4%	1.5%	1.4%	1.5%	1.4%
500円		500円		500円	
800円		800円		800円	
1,000円		1,000円		1,000円	
—		—		—	
1,500円		1,500円		1,500円	
2,000円		2,000円		2,000円	
3,000円		4,500円		4,500円	
2,500円		2,500円		2,500円	
—		—		—	
1,000円		1,000円		1,000円	
3,000円		3,000円		3,000円	
2,500円		2,500円		2,500円	
15.0%(本数制)		15.0%(本数制)		15.0%(本数制)	
7.0%		7.0%		7.0%	
1.0%(月産200万円 以下 0.7%)		同左		同左	
2.0%		2.0%		2.0%	
—		—		—	
1人1日20円 (自炊客10円)	1人1日20円	1人1日20円 (自炊客10円)	1人1日20円	1人1日20円 (自炊客10円)	1人1日20円 (飯坂町)
—		—		—	

年度			昭和42年度				昭和43年度			
税目										
市 <										

年度			昭和44年度		昭和45年度		昭和46年度		昭和47年度	昭和48年度			
税目	市	均等割	400円	200円 (松川、信夫、吾妻)	400円	200円 (吾妻町)	400円	200円 (吾妻町)	400円	400円			
		所得割	15万円以下 2.6% 15万円超 3.9〃 40〃 5.2〃 70〃 6.5〃 100〃 7.8〃 150〃 9.1〃 250〃 10.4〃 400〃 11.7〃 600〃 13.0〃 1,000〃 14.3〃 2,000〃 15.6〃 3,000〃 16.9〃 5,000〃 18.2〃	15万円以下 2.0% 15万円超 3.0〃 40〃 4.0〃 70〃 5.0〃 100〃 6.0〃 150〃 7.0〃 250〃 8.0〃 400〃 9.0〃 600〃 10.0〃 1,000〃 11.0〃 2,000〃 12.0〃 3,000〃 13.0〃 5,000〃 14.0〃	同左		同左	30万円以下 2.0% 30万円超 3.0〃 50〃 4.0〃 80〃 5.0〃 110〃 6.0〃 150〃 7.0〃 250〃 8.0〃 400〃 9.0〃 600〃 10.0〃 1,000〃 11.0〃 2,000〃 12.0〃 3,000〃 13.0〃 5,000〃 14.0〃					
民	人	均等割	4,000円 2,400円		同左		同左		同左	同左			
		法人税割	10.0%	8.9%	10.2%	9.1%	10.2%	9.1%	10.2%	10.2%			
固定資産税			1.5%	1.4%	1.5%	1.4%	1.4%		1.4%	1.4%			
軽自動車税	原動機付車	総排気量50cc以下	500円		500円		500円		500円	500円			
		〃50cc超90ccまで	800円		800円		800円		800円	800円			
		〃90cc超125ccまで	1,000円		1,000円		1,000円		1,000円	1,000円			
	軽自動車	ミニカー(50cc以下)	－		－		－		－	－			
		二輪車 (含・ポート・トレラー)	1,500円		1,500円		1,500円		1,500円	1,500円			
			三輪車	2,000円		2,000円		2,000円		2,000円	2,000円		
		四輪乗用車	乗用	4,500円		4,500円		4,500円		4,500円	4,500円		
			貨物用	乗用	2,500円		2,500円		2,500円		2,500円	2,500円	
				自用									
		雪上車	－		－		－		－	－			
	小型特殊車	農耕用	1,000円		1,000円		1,000円		1,000円	1,000円			
		その他	3,000円		3,000円		3,000円		3,000円	3,000円			
		二輪の小型自動車	2,500円		2,500円		2,500円		2,500円	2,500円			
	市たばこ消費税 (29～63年度)			18.1% (本数制)		同左		同左		同左	同左		
電気ガス税			7.0%		7.0%		7.0%		7.0%	(10月1日から6.0%)			
鉱産税			1.0% (月産200万円以下 0.7%)		同左		同左		同左	同左			
木材引取税			2.0%		2.0%		2.0%		2.0%	2.0%			
特別土地保有税			－		－		－		－	取得：7月1日から3.0%			
入湯税			1人1日20円 (自炊客10円)		同左		7月1日から1人1日40円 (自炊客20円)		同左	同左			
都市計画税			－		－		0.2%		0.2%	0.2%			

税目			年度	昭和49年度	昭和50年度	昭和51年度	昭和52年度	
市 民 税	市 民 税	均 等 割		400円	400円	1,200円	1,200円	
			所 得 割	30万円以下 2.0%	同左	同左	同左	
				30万円超 3.0〃				
				50 〃 4.0〃				
				80 〃 5.0〃				
				110 〃 6.0〃				
				150 〃 7.0〃				
				250 〃 8.0〃				
				400 〃 9.0〃				
				600 〃 10.0〃				
1,000 〃 11.0〃								
2,000 〃 12.0〃								
3,000 〃 13.0〃								
5,000 〃 14.0〃								
法 人 税	均 等 割	4,000円 2,400円	同左	244,000円 12,000円 7,200円	80,000円 24,000円 8,000円			
		法 人 税 割				13.2%(5月以降終了する 事業年度分から)	13.2%	13.2%
固 定 資 産 税			1.4%	1.4%	1.4%	1.4%		
軽 機 車 税	原 自 動 機 付 車	総排気量50cc以下		500円	500円	650円	650円	
		〃50cc超90ccまで		800円	800円	1,000円	1,000円	
		〃90cc超125ccまで		1,000円	1,000円	1,300円	1,300円	
		ミニカー(50cc以下)		－	－	－	－	
	軽 自 動 車	二輪車 (含・ポート・トレイラー)		1,500円	1,500円	2,000円	2,000円	
		三輪車		2,000円	2,000円	2,600円	2,600円	
		四輪車	乗 用	営業用	4,500円	4,500円	5,200円	5,200円
			貨 物 用	自家用			5,900円	5,900円
				営業用			2,500円	2,900円
		自家用	3,300円	3,300円				
		雪上車		－	－	－	－	
	小 型 特 殊 車	自 動 車	農 耕 用	1,000円	1,000円	1,300円(刈取脱穀作 業用自動車を含む)	同左	
			そ の 他	3,000円	3,000円	3,900円	3,900円	
		二輪の小型自動車		2,500円	2,500円	3,300円	3,300円	
市 た ば こ 消 費 税 (29～63年度)			18.1% (本数制)	同左	同左	同左		
電 気 税			1月1日から5.0%	5.0%	5.0%	5.0%		
ガ ス 税			10月1日から5.0% 1月1日から4.0%	4.0%(6月1日から3.0%)	3.0%(1月1日から2.0%)	2.0%		
鉱 産 税			1.0% (月産200万円以下 0.7%)	同左	同左	同左		
木 材 引 取 税			2.0%	2.0%	2.0%	2.0%		
特 別 土 地 保 有 税			保有：1.4% 取得：3.0%	同左	同左	同左		
入 湯 税			7月1日から1人1日40円 (自炊客20円)	10月10日から1人1日100円 (自炊客50円、日帰り客50円)	同左	1月1日から1人1日150円 (自炊客75円、日帰り客75円)		
都 市 計 画 税			0.2%	0.2%	0.2%	0.2%		

昭和53年度	昭和54年度	昭和55年度	昭和56年度	昭和57年度	昭和58年度	昭和59年度
1,200円	1,200円	1,500円	1,500円	1,500円	1,500円	1,500円
30万円以下 2.0% 30万円超 3.0% 50 " 4.0% 80 " 5.0% 110 " 6.0% 150 " 7.0% 250 " 8.0% 400 " 9.0% 600 " 10.0% 1,000 " 11.0% 2,000 " 12.0% 3,000 " 13.0% 5,000 " 14.0%	同左	30万円以下 2.0% 30万円超 3.0% 45 " 4.0% 70 " 5.0% 100 " 6.0% 130 " 7.0% 230 " 8.0% 370 " 9.0% 570 " 10.0% 950 " 11.0% 1,900 " 12.0% 2,900 " 13.0% 4,900 " 14.0%	同左	同左	同左	同左
800,000円 24,000円 400,000円 8,000円 80,000円	同左	同左	同左	同左	1,200,000円 60,000円 700,000円 48,000円 160,000円 16,000円	3,000,000円 150,000円 1,750,000円 120,000円 400,000円 40,000円
13.2%	13.2%	13.2%	13.4%	13.4%	13.4%	13.4%
1.4%	1.4%	1.4%	1.4%	1.4%	1.4%	1.4%
650円	700円	700円	700円	700円	700円	1,000円
1,000円	1,100円	1,100円	1,100円	1,100円	1,100円	1,200円
1,300円	1,450円	1,450円	1,450円	1,450円	1,450円	1,600円
—	—	—	—	—	—	—
2,000円	2,200円	2,200円	2,200円	2,200円	2,200円	2,400円
2,600円	2,850円	2,850円	2,850円	2,850円	2,850円	3,100円
5,200円	5,200円	5,200円	5,200円	5,200円	5,200円	5,500円
5,900円	6,500円	6,500円	6,500円	6,500円	6,500円	7,200円
2,900円	2,900円	2,900円	2,900円	2,900円	2,900円	3,000円
3,300円	3,650円	3,650円	3,650円	3,650円	3,650円	4,000円
—	—	—	—	—	—	—
1,300円(刈取脱穀作業用 自動車を含む)	1,450円(刈取脱穀 作業用自動車を含 む)	同左	同左	同左	1,450円	1,600円
3,900円	4,300円	4,300円	4,300円	4,300円	4,300円	4,700円
3,300円	3,650円	3,650円	3,650円	3,650円	3,650円	4,000円
18.1%(本数制)	同左	同左	同左	同左	同左	同左
5.0%	5.0%	5.0%	5.0%	5.0%	5.0%	5.0%
2.0%	2.0%	2.0%	2.0%	2.0%	2.0%	2.0%
1.0% (月産200万円以下 0.7%)	同左	同左	同左	同左	同左	同左
2.0%	2.0%	2.0%	2.0%	2.0%	2.0%	2.0%
保有：1.4% 取得：3.0%	同左	同左	同左	同左	同左	同左
1人1日150円 (自炊客75円、日帰り客75円)	同左	同左	同左	同左	同左	同左
0.25%	0.3%	0.3%	0.3%	0.3%	0.3%	0.3%

年度			税目		昭和60年度	昭和61年度	昭和62年度	昭和63年度
市 民 税	個 人	均 等 割			2,000円	2,000円	2,000円	2,000円
		所 得 割	20万円以下	2.5%	同左	同左	60万円以下	3.0%
			20万円超	3.0〃			60万円超	5.0〃
			45 〃	4.0〃			130 〃	7.0〃
			70 〃	5.0〃			260 〃	8.0〃
			95 〃	6.0〃			460 〃	10.0〃
			120 〃	7.0〃			950 〃	11.0〃
			220 〃	8.0〃			1,900 〃	12.0〃
			370 〃	9.0〃				
			570 〃	10.0〃				
950 〃	11.0〃							
1,900 〃	12.0〃							
2,900 〃	13.0〃							
4,900 〃	14.0〃							
法 人	均 等 割	3,000,000円	150,000円	同左	同左	同左		
		1,750,000円	120,000円					
		400,000円	40,000円					
	法 人 税 割			13.4%	13.4%	13.4%	13.4%	
固 定 資 産 税					1.4%	1.4%	1.4%	1.4%
軽 自 動 車 税	原 自 動 機 付 車	総排気量50cc以下			1,000円	1,000円	1,000円	1,000円
		〃 50cc超90ccまで			1,200円	1,200円	1,200円	1,200円
		〃 90cc超125ccまで			1,600円	1,600円	1,600円	1,600円
		ミニカー(50cc以下)			2,500円	2,500円	2,500円	2,500円
	軽 自 動 車	二 輪 車 (含・ポート・トレーラー)			2,400円	2,400円	2,400円	2,400円
		三 輪 車			3,100円	3,100円	3,100円	3,100円
		四 輪 車	乗 営 業 用	5,500円	5,500円	5,500円	5,500円	
			用 自 家 用	7,200円	7,200円	7,200円	7,200円	
			貨 営 業 用	3,000円	3,000円	3,000円	3,000円	
	物 自 家 用		4,000円	4,000円	4,000円	4,000円		
		雪 上 車			－	－	－	－
	小 型 特 殊 車	農 耕 用			1,600円	1,600円	1,600円	1,600円
そ の 他				4,700円	4,700円	4,700円	4,700円	
二 輪 の 小 型 自 動 車					4,000円	4,000円	4,000円	4,000円
市 た ば こ 消 費 税 (29～63年度)			たばこ小売定価×14.3% たばこの販売本数×350円÷1,000本		同左	同左	同左	
電 気 税					5.0%	5.0%	5.0%	5.0%
ガ ス 税					2.0%	2.0%	2.0%	2.0%
鉱 産 税			1.0% (月産200万円以下 0.7%)		同左	同左	同左	
木 材 引 取 税					2.0%	2.0%	2.0%	2.0%
特 別 土 地 保 有 税			保有:1.4% 取得:3.0%		同左	同左	同左	
入 湯 税			1人1日150円 (自炊客75円、日帰り客75円)		同左	同左	同左	
都 市 計 画 税					0.3%	0.3%	0.3%	0.3%

年度			平成元年	平成2年度	平成3年度	平成4年度	平成5年度	
税目								
市 民 税	個人	均 等 割	2,000円	2,000円	2,000円	2,000円	2,000円	
		所 得 割	120万円以下 3.0%	同左	160万円以下 3.0%	同左	同左	
			120万円超 8.0%		160万円超 8.0%			
	500 " 11.0%		550 " 11.0%					
	法人	均 等 割	3,000,000円	同左	同左	同左	同左	
			1,750,000円					
			400,000円					
			150,000円					
			120,000円					
			40,000円					
法 人 税 割		13.4%	13.4%	13.4%	13.4%	13.4%		
固 定 資 産 税		1.4%	1.4%	1.4%	1.4%	1.4%		
軽 機 車 税	原 自 動 転 機 付 車	総排気量50cc以下	1,000円	1,000円	1,000円	1,000円	1,000円	
		// 50cc超90ccまで	1,200円	1,200円	1,200円	1,200円	1,200円	
		// 90cc超125ccまで	1,600円	1,600円	1,600円	1,600円	1,600円	
		ミニカー(50cc以下)	2,500円	2,500円	2,500円	2,500円	2,500円	
	自 軽 動 車	二 輪 車 (含・ポート・トレラー)		2,400円	2,400円	2,400円	2,400円	2,400円
		三 輪 車		3,100円	3,100円	3,100円	3,100円	3,100円
		四 乗 輪 営 車 業 用	乗 営 業 用	5,500円	5,500円	5,500円	5,500円	5,500円
			用 自 家 用	7,200円	7,200円	7,200円	7,200円	7,200円
			貨 営 業 用	3,000円	3,000円	3,000円	3,000円	3,000円
			物 自 家 用	4,000円	4,000円	4,000円	4,000円	4,000円
		雪 上 車		2,400円	2,400円	2,400円	2,400円	2,400円
	小 自 型 動 特 車	農 耕 用		1,600円	1,600円	1,600円	1,600円	1,600円
		そ の 他		4,700円	4,700円	4,700円	4,700円	4,700円
		二 輪 の 小 型 自 動 車		4,000円	4,000円	4,000円	4,000円	4,000円
市 た ば こ 税 (平成元年度以降)		紙巻たばこ等 1,997円/1,000本 旧3級品 948円/1,000本	同左	同左	同左	同左		
電 気 税 力 ス 税		廃止	－	－	－	－		
鉦 産 税		1.0% (月産200万円以下 0.7%)	同左	同左	同左	同左		
木 材 引 取 税		廃止	－	－	－	－		
特 別 土 地 保 有 税		保有：1.4% 取得：3.0%	同左	同左	同左	同左		
入 湯 税		1人1日150円 (自炊75円、日帰り75円)	同左	同左	同左	同左		
都 市 計 画 税		0.3%	0.3%	0.3%	0.3%	0.3%		

年度			平成6年度	平成7年度	平成8年度	平成9年度	平成10年度		
税目									
市 民 税	個人	均 等 割	2,000円	2,000円	2,500円	2,500円	2,500円		
		所 得 割	160万円以下 3.0%	200万円以下 3.0%	同左	200万円以下 3.0%	同左		
			160万円超 8.0%	200万円超 8.0%		200万円超 8.0%			
	550 " 11.0%		700 " 11.0%	700 " 12.0%					
	法 人	均 等 割	法 人 等 の 区 分				従業者数	税率（年税額）	
			1. 資本等の金額が50億円を超える法人				50人超	3,000,000円	
							50人以下	410,000円	
			2. " 10億円超え50億円以下				50人超	1,750,000円	
							50人以下	410,000円	
			3. " 1億円超え10億円以下				50人超	400,000円	
50人以下							160,000円		
4. " 1千万円超え1億円以下				50人超	150,000円				
				50人以下	130,000円				
5. " 1千万円以下				50人超	120,000円				
				50人以下	50,000円				
6. 上記以外				－	50,000円				
法 人 税 割		13.4%	13.4%	13.4%	13.4%	13.4%			
固 定 資 産 税		1.4%	1.4%	1.4%	1.4%	1.4%			
軽 自 動 車 税	原 自 動 機 付 車	総排気量50cc以下		1,000円	1,000円	1,000円	1,000円	1,000円	
		＃50cc超90ccまで		1,200円	1,200円	1,200円	1,200円	1,200円	
		＃90cc超125ccまで		1,600円	1,600円	1,600円	1,600円	1,600円	
		ミニカー（50cc以下）		2,500円	2,500円	2,500円	2,500円	2,500円	
	軽 自 動 車	二 輪 車 （含・ポート・トレラー）		2,400円	2,400円	2,400円	2,400円	2,400円	
		三 輪 車		3,100円	3,100円	3,100円	3,100円	3,100円	
		四 輪 車	乗 営 業 用	5,500円	5,500円	5,500円	5,500円	5,500円	
			用 自 家 用	7,200円	7,200円	7,200円	7,200円	7,200円	
			貨 物 用	営 業 用	3,000円	3,000円	3,000円	3,000円	3,000円
				自 家 用	4,000円	4,000円	4,000円	4,000円	4,000円
		雪 上 車		2,400円	2,400円	2,400円	2,400円	2,400円	
	小 型 特 殊 車	自 農 耕 用		1,600円	1,600円	1,600円	1,600円	1,600円	
		そ の 他		4,700円	4,700円	4,700円	4,700円	4,700円	
		二 輪 の 小 型 自 動 車		4,000円	4,000円	4,000円	4,000円	4,000円	
市 た ば こ 税 （平成元年度以降）		紙巻たばこ等 1,997円/1,000本 旧3級品 948円/1,000本	同左	同左	旧3級品以外 2,434円/1,000本 旧3級品 1,155円/1,000本	同左			
鉦 産 税		1%（月産200万円 以下 0.7%）	同左	同左	同左	同左			
特 別 土 地 保 有 税		保有：1.4% 取得：3.0%	同左	同左	同左	同左			
入 湯 税		1人1日150円 （自炊75円、日帰り75円）	同左	同左	同左	同左			
都 市 計 画 税		0.3%	0.3%	0.3%	0.3%	0.3%			

平成11年度	平成12年度	平成13年度	平成14年度	平成15年度	平成16年度	平成17年度																															
2,500円	2,500円	2,500円	2,500円	2,500円	3,000円	3,000円																															
200万円以下 3.0% 200万円超 8.0% 700 " 10.0%	同左	同左	同左	同左	同左	同左																															
<table><tr><th>法人等の区分</th><th>従業者数</th><th>税率（年税額）</th></tr><tr><td rowspan="2">1. 資本等の金額が50億円を超える法人</td><td>50人超</td><td>3,000,000円</td></tr><tr><td>50人以下</td><td>410,000円</td></tr><tr><td rowspan="2">2. " 10億円超え50億円以下</td><td>50人超</td><td>1,750,000円</td></tr><tr><td>50人以下</td><td>410,000円</td></tr><tr><td rowspan="2">3. " 1億円超え10億円以下</td><td>50人超</td><td>400,000円</td></tr><tr><td>50人以下</td><td>160,000円</td></tr><tr><td rowspan="2">4. " 1千万円超え1億円以下</td><td>50人超</td><td>150,000円</td></tr><tr><td>50人以下</td><td>130,000円</td></tr><tr><td rowspan="2">5. " 1千万円以下</td><td>50人超</td><td>120,000円</td></tr><tr><td>50人以下</td><td>50,000円</td></tr><tr><td>6. 上記以外</td><td>－</td><td>50,000円</td></tr></table>							法人等の区分	従業者数	税率（年税額）	1. 資本等の金額が50億円を超える法人	50人超	3,000,000円	50人以下	410,000円	2. " 10億円超え50億円以下	50人超	1,750,000円	50人以下	410,000円	3. " 1億円超え10億円以下	50人超	400,000円	50人以下	160,000円	4. " 1千万円超え1億円以下	50人超	150,000円	50人以下	130,000円	5. " 1千万円以下	50人超	120,000円	50人以下	50,000円	6. 上記以外	－	50,000円
法人等の区分	従業者数	税率（年税額）																																			
1. 資本等の金額が50億円を超える法人	50人超	3,000,000円																																			
	50人以下	410,000円																																			
2. " 10億円超え50億円以下	50人超	1,750,000円																																			
	50人以下	410,000円																																			
3. " 1億円超え10億円以下	50人超	400,000円																																			
	50人以下	160,000円																																			
4. " 1千万円超え1億円以下	50人超	150,000円																																			
	50人以下	130,000円																																			
5. " 1千万円以下	50人超	120,000円																																			
	50人以下	50,000円																																			
6. 上記以外	－	50,000円																																			
13.4%	13.4%	13.4%	13.4%	13.4%	13.4%	13.4%																															
1.4%	1.4%	1.4%	1.4%	1.4%	1.4%	1.4%																															
1,000円	1,000円	1,000円	1,000円	1,000円	1,000円	1,000円																															
1,200円	1,200円	1,200円	1,200円	1,200円	1,200円	1,200円																															
1,600円	1,600円	1,600円	1,600円	1,600円	1,600円	1,600円																															
2,500円	2,500円	2,500円	2,500円	2,500円	2,500円	2,500円																															
2,400円	2,400円	2,400円	2,400円	2,400円	2,400円	2,400円																															
3,100円	3,100円	3,100円	3,100円	3,100円	3,100円	3,100円																															
5,500円	5,500円	5,500円	5,500円	5,500円	5,500円	5,500円																															
7,200円	7,200円	7,200円	7,200円	7,200円	7,200円	7,200円																															
3,000円	3,000円	3,000円	3,000円	3,000円	3,000円	3,000円																															
4,000円	4,000円	4,000円	4,000円	4,000円	4,000円	4,000円																															
2,400円	2,400円	2,400円	2,400円	2,400円	2,400円	2,400円																															
1,600円	1,600円	1,600円	1,600円	1,600円	1,600円	1,600円																															
4,700円	4,700円	4,700円	4,700円	4,700円	4,700円	4,700円																															
4,000円	4,000円	4,000円	4,000円	4,000円	4,000円	4,000円																															
5月1日より旧3級品以外 2,668円/1,000本 旧3級品 1,266円/1,000本	同左	同左	同左	7月1日より旧3級品以外 2,977円/1,000本 旧3級品 1,412円/1,000本	同左	同左																															
1.0% (月産200万円以下 0.7%)	同左	同左	同左	同左	同左	同左																															
保有：1.4% 取得：3.0%	同左	同左	同左	平成15年度以降は 新たな課税を行わない	－	－																															
1人1日150円 (自炊75円、日帰り75円)	同左	同左	同左	同左	同左	同左																															
0.3%	0.3%	0.3%	0.3%	0.3%	0.3%	0.3%																															

年度			平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度																																	
税目																																										
市 民 税	個人	均 等 割	3,000円	同左	同左	同左	同左	同左	同左																																	
		所 得 割	200万円以下 3.0% 200万円超 8.0% 700〃 10.0%	一律 6%	同左	同左	同左	同左	同左																																	
	法人	均 等 割	<table><tr><th colspan="2">法 人 等 の 区 分</th><th>従業者数</th><th>税率（年税額）</th></tr><tr><td rowspan="2">1. 資本等の金額が50億円を超える法人</td><td>50人超</td><td>3,000,000円</td></tr><tr><td>50人以下</td><td>410,000円</td></tr><tr><td rowspan="2">2. 〃 10億円超え50億円以下</td><td>50人超</td><td>1,750,000円</td></tr><tr><td>50人以下</td><td>410,000円</td></tr><tr><td rowspan="2">3. 〃 1億円超え10億円以下</td><td>50人超</td><td>400,000円</td></tr><tr><td>50人以下</td><td>160,000円</td></tr><tr><td rowspan="2">4. 〃 1千万円超え1億円以下</td><td>50人超</td><td>150,000円</td></tr><tr><td>50人以下</td><td>130,000円</td></tr><tr><td rowspan="2">5. 〃 1千万円以下</td><td>50人超</td><td>120,000円</td></tr><tr><td>50人以下</td><td>50,000円</td></tr><tr><td colspan="2">6. 上記以外</td><td>－</td><td>50,000円</td></tr></table>							法 人 等 の 区 分		従業者数	税率（年税額）	1. 資本等の金額が50億円を超える法人	50人超	3,000,000円	50人以下	410,000円	2. 〃 10億円超え50億円以下	50人超	1,750,000円	50人以下	410,000円	3. 〃 1億円超え10億円以下	50人超	400,000円	50人以下	160,000円	4. 〃 1千万円超え1億円以下	50人超	150,000円	50人以下	130,000円	5. 〃 1千万円以下	50人超	120,000円	50人以下	50,000円	6. 上記以外		－	50,000円
			法 人 等 の 区 分		従業者数	税率（年税額）																																				
			1. 資本等の金額が50億円を超える法人	50人超	3,000,000円																																					
				50人以下	410,000円																																					
			2. 〃 10億円超え50億円以下	50人超	1,750,000円																																					
				50人以下	410,000円																																					
			3. 〃 1億円超え10億円以下	50人超	400,000円																																					
				50人以下	160,000円																																					
4. 〃 1千万円超え1億円以下			50人超	150,000円																																						
	50人以下	130,000円																																								
5. 〃 1千万円以下	50人超	120,000円																																								
	50人以下	50,000円																																								
6. 上記以外		－	50,000円																																							
法 人 税 割	13.4%	同左	13.4%(12.3%)※	同左	同左	同左	同左																																			
固 定 資 産 税			1.4%	同左	同左	同左	同左	同左																																		
軽 自 動 車 税	原 動 機 付 車	総排気量50cc以下	1,000円	1,000円	1,000円	1,000円	1,000円	1,000円	1,000円																																	
		〃 50cc超90ccまで	1,200円	1,200円	1,200円	1,200円	1,200円	1,200円	1,200円																																	
		〃 90cc超125ccまで	1,600円	1,600円	1,600円	1,600円	1,600円	1,600円	1,600円																																	
		ミニカー(50cc以下)	2,500円	2,500円	2,500円	2,500円	2,500円	2,500円	2,500円																																	
	自 軽 自 動 車	二 輪 車 (含・ポート・トレラー)	2,400円	2,400円	2,400円	2,400円	2,400円	2,400円	2,400円																																	
		三 輪 車	3,100円	3,100円	3,100円	3,100円	3,100円	3,100円	3,100円																																	
		四 輪 車	乗 営 業 用	5,500円	5,500円	5,500円	5,500円	5,500円	5,500円	5,500円																																
			用 自 家 用	7,200円	7,200円	7,200円	7,200円	7,200円	7,200円	7,200円																																
			貨 営 業 用	3,000円	3,000円	3,000円	3,000円	3,000円	3,000円	3,000円																																
			物 自 家 用	4,000円	4,000円	4,000円	4,000円	4,000円	4,000円	4,000円																																
		雪 上 車	2,400円	2,400円	2,400円	2,400円	2,400円	2,400円	2,400円																																	
	小 型 特 殊 車	農 耕 用	1,600円	1,600円	1,600円	1,600円	1,600円	1,600円	1,600円																																	
		そ の 他	4,700円	4,700円	4,700円	4,700円	4,700円	4,700円	4,700円																																	
		二 輪 の 小 型 自 動 車	4,000円	4,000円	4,000円	4,000円	4,000円	4,000円	4,000円																																	
市 た ば こ 税 (平成元年度以降)		7月1日より旧3級品以外 3,298円/1,000本 旧3級品 1,564円/1,000本	同左	同左	同左	10月1日より旧3級品以外 4,618円/1,000本 旧3級品 2,190円/1,000本	同左	同左																																		
鉱 産 税		1.0%(月産200万円以下 0.7%)	同左	同左	同左	同左	同左	同左																																		
特 別 土 地 保 有 税		－	－	－	－	－	－	－																																		
入 湯 税		人1日150円(自炊75円、 日帰り75円)	同左	同左	同左	同左	同左	同左																																		
都 市 計 画 税		同左	同左	同左	同左	同左	同左	同左																																		

※飯野町合併に伴う経過措置

平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度 (令和元年度)	令和2年度																																			
3,000円	3,500円	同左	同左	同左	同左	同左	同左																																			
一律6%	同左	同左	同左	同左	同左	同左	同左																																			
<table><tr><td rowspan="10">「資本金等の額」と 「資本金＋資本準備金」の どちらか大きいほうの額</td><td>基準となる額</td><td>基準となる額の範囲</td><td>従業者数 (福島市内にある事業所の 従業者の合計)</td><td>均等割額 (円/年額)</td></tr><tr><td rowspan="2">1,000万円以下の法人</td><td>50人以下</td><td>50,000</td></tr><tr><td>50人を超える</td><td>120,000</td></tr><tr><td rowspan="2">1,000万円を超え1億円以下の法人</td><td>50人以下</td><td>130,000</td></tr><tr><td>50人を超える</td><td>150,000</td></tr><tr><td rowspan="2">1億円を超え10億円以下の法人</td><td>50人以下</td><td>160,000</td></tr><tr><td>50人を超える</td><td>400,000</td></tr><tr><td rowspan="2">10億円を超え50億円以下の法人</td><td>50人以下</td><td>410,000</td></tr><tr><td>50人を超える</td><td>1,750,000</td></tr><tr><td rowspan="2">50億円を超える法人</td><td>50人以下</td><td>410,000</td></tr><tr><td>50人を超える</td><td>3,000,000</td></tr><tr><td colspan="5">公共法人及び公益法人等、人格のない社団等、一般社団法人及び一般財団法人については上記にかかわらず一律50,000円となります。</td></tr></table>								「資本金等の額」と 「資本金＋資本準備金」の どちらか大きいほうの額	基準となる額	基準となる額の範囲	従業者数 (福島市内にある事業所の 従業者の合計)	均等割額 (円/年額)	1,000万円以下の法人	50人以下	50,000	50人を超える	120,000	1,000万円を超え1億円以下の法人	50人以下	130,000	50人を超える	150,000	1億円を超え10億円以下の法人	50人以下	160,000	50人を超える	400,000	10億円を超え50億円以下の法人	50人以下	410,000	50人を超える	1,750,000	50億円を超える法人	50人以下	410,000	50人を超える	3,000,000	公共法人及び公益法人等、人格のない社団等、一般社団法人及び一般財団法人については上記にかかわらず一律50,000円となります。				
「資本金等の額」と 「資本金＋資本準備金」の どちらか大きいほうの額	基準となる額	基準となる額の範囲	従業者数 (福島市内にある事業所の 従業者の合計)	均等割額 (円/年額)																																						
	1,000万円以下の法人	50人以下	50,000																																							
		50人を超える	120,000																																							
	1,000万円を超え1億円以下の法人	50人以下	130,000																																							
		50人を超える	150,000																																							
	1億円を超え10億円以下の法人	50人以下	160,000																																							
		50人を超える	400,000																																							
	10億円を超え50億円以下の法人	50人以下	410,000																																							
		50人を超える	1,750,000																																							
	50億円を超える法人	50人以下	410,000																																							
50人を超える		3,000,000																																								
公共法人及び公益法人等、人格のない社団等、一般社団法人及び一般財団法人については上記にかかわらず一律50,000円となります。																																										
13.4%	13.4% 10.8%*1	同左	10.8%	同左	同左	10.8% 7.1%*3	同左																																			
1.4%	同左	同左	同左	同左	同左	同左	同左																																			
1,000円	1,000円	1,000円	2,000円	2,000円	2,000円	2,000円	2,000円																																			
1,200円	1,200円	1,200円	2,000円	2,000円	2,000円	2,000円	2,000円																																			
1,600円	1,600円	1,600円	2,400円	2,400円	2,400円	2,400円	2,400円																																			
2,500円	2,500円	2,500円	3,700円	3,700円	3,700円	3,700円	3,700円																																			
2,400円	2,400円	2,400円	3,600円	3,600円	3,600円	3,600円	3,600円																																			
3,100円	3,100円	3,100円 *2(3,900円)	種 別	旧税率		新税率	重課税率																																			
5,500円	5,500円	5,500円 *2(6,900円)		平成27年3月31日 までに初度検査を 受けた車両		平成27年4月1日以後に 初度検査を受けた車両	初度検査から13年 を経過した車両																																			
7,200円	7,200円	7,200円 *2(10,800円)		軽自動車	三 輪	3,100円	3,900円	4,600円																																		
3,000円	3,000円	3,000円 *2(3,800円)			四輪乗用 自家用	7,200円	10,800円	12,900円																																		
					四輪乗用 営業用	5,500円	6,900円	8,200円																																		
4,000円	4,000円	4,000円 *2(5,000円)			四輪貨物 自家用	4,000円	5,000円	6,000円																																		
			四輪貨物 営業用	3,000円	3,800円	4,500円																																				
2,400円	2,400円	2,400円	3,600円	3,600円	3,600円	3,600円	3,600円																																			
1,600円	1,600円	1,600円	2,400円	2,400円	2,400円	2,400円	2,400円																																			
4,700円	4,700円	4,700円	5,900円	5,900円	5,900円	5,900円	5,900円																																			
4,000円	4,000円	4,000円	6,000円	6,000円	6,000円	6,000円	6,000円																																			
4月1日より 旧3級品以外 5,262円/1,000本 旧3級品 2,495円/1,000本	同左	同左	4月1日より 旧3級品以外 5,262円/1,000本 旧3級品 2,925円/1,000本	4月1日より 旧3級品以外 5,262円/1,000本 旧3級品 3,355円/1,000本	4月1日より 旧3級品 4,000円/1,000本 10月1日より 旧3級品以外 5,692円/1,000本	旧3級品以外 5,692円/1,000本 10月1日より旧3級品 5,692円/1,000本	9月30日まで 5,692円/1,000本 10月1日より 6,122円/1,000本																																			
—	—	—	—	—	—	—	—																																			
—	—	—	—	—	—	—	—																																			
1人1日150円 (自炊75円、日帰り75円)	同左	同左	同左	同左	同左	同左	同左																																			
0.3%	同左	同左	同左	同左	同左	同左	同左																																			

*1 この税率は、平成26年10月1日以後に開始する事業年度から適用になります。

*2 平成27年4月1日以後に初度検査の三輪以上の軽自動車は()の税額になります。

*3 この税率は、令和元年10月1日以後に開始する事業年度から適用になります。

税目			年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度			
市 民 税	個人	均 等 割		3,500円	同左	同左	3,000円	同左	同左			
		所 得 割		一律6％	同左	同左	同左	同左	同左			
	法 人	均 等 割	「資本金等の額」と 「資本金＋資本準備金」の どちらか大きいほうの額	基準となる額	基準となる額の範囲		従業者数 (福島市内にある事業所の 従業者の合計)		均等割額 (円/年額)			
				「資本金等の額」と 「資本金＋資本準備金」の どちらか大きいほうの額	1,000万円以下の法人	50人以下		50,000				
						50人を超える		120,000				
					1,000万円を超え1億円以下の法人	50人以下		130,000				
						50人を超える		150,000				
					1億円を超え10億円以下の法人	50人以下		160,000				
						50人を超える		400,000				
					10億円を超え50億円以下の法人	50人以下		410,000				
50人を超える						1,750,000						
50億円を超える法人				50人以下		410,000						
	50人を超える		3,000,000									
公共法人及び公益法人等、人格のない社団等、一般社団法人及び一般財団法人については上記にかかわらず一律 50,000円となります。												
	法 人 税 割		7.1%	同左	同左	同左	同左	同左				
固 定 資 産 税				1.4%	同左	同左	同左	同左	同左			
軽 自 動 車 税	原 動 機 付 自 転 車	総排気量50cc以下		2,000円	2,000円	2,000円	2,000円	2,000円	2,000円			
		＼50cc超125cc以下かつ最高出力4.0kW以下		—	—	—	—	2,000円	2,000円			
		＼50cc超90ccまで		2,000円	2,000円	2,000円	2,000円	2,000円	2,000円			
		＼90cc超125ccまで		2,400円	2,400円	2,400円	2,400円	2,400円	2,400円			
		ミニカー(50cc以下)		3,700円	3,700円	3,700円	3,700円	3,700円	3,700円			
		特定小型原動機付自転車		—	—	—	2,000円	2,000円	2,000円			
	自 動 車	軽 自 動 車	二 輪 車 (含・ポート・トレラー)		3,600円	3,600円	3,600円	3,600円	3,600円	3,600円		
			三 輪 車		種 別	旧税率		新税率		重課税率		
		四 輪 車	乗 用 貨 物 用	平成27年3月31日までに 初度検査を受けた車両		平成27年4月1日以後に 初度検査を受けた車両		初度検査から13年を経過 した車両				
				三 輪		3,100円		3,900円		4,600円		
				四輪乗用 自家用		7,200円		10,800円		12,900円		
				四輪乗用 営業用		5,500円		6,900円		8,200円		
				四輪貨物 自家用		4,000円		5,000円		6,000円		
				四輪貨物 営業用		3,000円		3,800円		4,500円		
		税	二 輪 車	雪 上 車		3,600円	3,600円	3,600円	3,600円	3,600円	3,600円	
農 耕 用				2,400円	2,400円	2,400円	2,400円	2,400円	2,400円			
そ の 他				5,900円	5,900円	5,900円	5,900円	5,900円	5,900円			
二 輪 の 小 型 自 動 車				6,000円	6,000円	6,000円	6,000円	6,000円	6,000円			
市 た ば こ 税 (平成元年度以降)			9月30日まで 6,122円/1,000本 10月1日より 6,552円/1,000本		6,552円/1,000本	6,552円/1,000本	6,552円/1,000本	6,552円/1,000本	6,552円/1,000本			
鉱 産 税			—		—	—	—	—	—			
特 別 土 地 保 有 税			—		—	—	—	—	—			
入 湯 税			1人1日150円 (自炊75円、日帰り75円)		同左	同左	同左	同左	同左			
都 市 計 画 税			0.3%		同左	同左	同左	同左	同左			

<参考>

○ 各 種 税 関 係 団 体

各種税関係団体

全 国 都 市 税 務 協 議 会		
○ 設 立	昭和29年10月28日	
○ 目 的	適正な都市税務制度の樹立とその運営に関する相互の円滑な連絡を図る。	
○ 常 任 幹 事	7名	
○ 構 成	全国市長会の機関として全国市長会の支部の地区ごとに設けられた都市の税務に関する協議会をもって組織する。	
○ 事 務 局	全国市長会財政部	

東 北 都 市 税 務 協 議 会		
○ 設 立	昭和34年2月17日	
○ 目 的	適正な都市税務行政の確立を図る。	
○ 会 長	総会開催市の市長	
○ 副 会 長	各県庁所在市の市長	
○ 構 成	東北六県各市の税務主管課	
○ 事 務 局	幹事会協議で決定した市	

福 島 県 都 市 税 務 協 議 会		
○ 設 立	昭和55年5月6日	
○ 目 的	県内都市の相互連絡協調により、円滑なる税務事務の運営を図る。	
○ 会 長	福島市税務主管部長	
○ 副 会 長	郡山市税務主管部長、いわき市税務主管部長	
○ 構 成	県内都市の税務を主管する部長、次長及び税務担当課長	
○ 事 務 局	福島市財務部市民税課	

東 北 地 方 税 務 協 議 会		
○ 設 立	昭和31年1月20日	
○ 目 的	国税及び地方税の事務運営につき、相互に連絡協調を図る。	
○ 会 長	仙台国税局長	
○ 副 会 長	各県の副知事	
○ 顧 問	各県の知事並びに東北財務局長	
○ 構 成	〔仙台国税局関係〕 局長 各部（次）長 酒類監理官 関係各課長 各県庁所在地所轄税務署長 〔県関係〕 各県の副知事 同税務主管部長 同税務主管課長 同市町村税担当課長 〔市関係〕 各県の市長会会長 同事務局長 各県の県庁所在地市長 同税務主管課長 税務を主管する部を置く市は当該部長 〔町村関係〕 各県の町村会会長 同事務局長 各県の町村税務主管課長の代表者	
○ 事 務 局	仙台国税局総務部総務課	

東 北 地 方 税 務 協 議 会 福 島 県 部 会		
○ 設 立	昭和31年6月1日	
○ 会 長	福島県副知事	
○ 構 成	東北地方税務協議会構成者のうち福島県及び福島県内市町村の関係者 福島税務署長	
○ 事 務 局	福島県総務部税務課	

福 島 地 区 税 務 協 議 会		
○ 設 立	昭和31年10月15日	
○ 目 的	国税及び地方税の事務運営につき相互の連絡協調を図る。	
○ 構 成	福島税務署長並びに副署長、総務課長、筆頭税務広報広聴官、各部門筆頭 統括国税調査（徴収）官、酒類指導官及び総務課長補佐 福島県県北地方振興局県税部長並びに副部長及び税務担当課長 福島市、伊達市の税務を主管する部長、次長及び税務担当課長 伊達郡内の税務担当課長	
本 会		国 税 部 会
○ 会 長	福島税務署長	○ 会 長 福島税務署長
○ 副 会 長	福島県県北地方 振興局県税部長 福島市財務部長 伊達市財務部長	○ 事務局 福島税務署 総務課
○ 事 務 局	福島税務署 総務課	
		地 方 税 部 会
		○ 会 長 福島県県北地方 振興局県税部長
		○ 事務局 福島県県北地方 振興局県税部

福 島 地 区 税 務 関 係 団 体 協 議 会		
○ 設 立	昭和51年12月9日	
○ 目 的	福島地区における税務関係団体が相互信頼による緊密な連絡協調を図るとともに、各団体の機能をより有効に発揮させ、もって各団体傘下会員の納税道義の高揚を図る。	
○ 会 長	（公社）福島法人会会長	
○ 副 会 長	構成団体から5名	
○ 構 成	（公社）福島法人会外6団体	
○ 事 務 局	（公社）福島法人会	

福島県租税教育推進協議会

- 設 立 昭和56年6月1日
- 目 的 税務及び教育関係者が協力して、児童・生徒・一般成人に対する租税教育を推進し、納税意識の高揚を図る。
- 構 成 福島県市長会外18団体
- 事務局 福島税務署

福島地区租税教育推進協議会

- 設 立 昭和58年1月21日
- 目 的 福島地区の税務及び教育関係者等が協力して、児童・生徒・一般成人に対する租税教育を推進し、納税意識の高揚を図る。
- 構 成 福島県教育庁県北教育事務所外21団体
- 事務局 福島税務署

福島税務署小企業者に対する記帳指導協議会

- 設 立 昭和43年5月2日
- 目 的 それぞれの団体の職域職能に応じた総合的かつ有機的な指導体制の確立を図り、これによって小企業者に対する記帳指導の実施を適切に行う。
- 構 成 福島商工会議所外13団体
- 事務局 福島税務署 個人課税第1部門

令和 8 年度

税 務 概 要

発 行 令和8年9月

編 集 福 島 市 財 務 部

所在地 福島市五老内町3番1号

(TEL (代) 024-535-1111)